



| | |
|------------------|---|
| Title | 現代中国における緑化活動の展開と住民参加の性格に関する考察 |
| Author(s) | 平野, 悠一郎; HIRANO, Yuichiro |
| Citation | 北海道大学 演習林研究報告, 59(2), 67-98 |
| Issue Date | 2002-09 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/21478 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | 59(2)_P67-98.pdf |



現代中国における緑化活動の展開と 住民参加の性格に関する考察

平野 悠一郎¹

On the Large-Scale Forestation Organized by the Government
and the Participation of Local People in the People's Republic of China

by

Yuichiro HIRANO¹

要 旨

本稿では、森林経営における住民参加を促す「社会林業」という概念を通じて、現代中国の地域住民が森林とどのように関わっていくべきかを考察している。過去50数年間、中国という地域では、森林の維持・拡大を目指す緑化活動が大々的に行われ、人間と森林との関わりを特徴づけてきた。歴史的な分析を進めた結果、この緑化活動は、共産党政権という社会主義統治政権による国家建設と密接に結びつけられており、上意下達の緑化政策実施システムの下に、地域住民を組織して「大衆動員」という方法によって行われてきたことが明らかになった。この大衆動員という住民参加の形態によって推進された緑化は、国家建設を促進しつつ統治政権の存立基盤維持に寄与していた反面、基層社会において、地域住民が森林の重要性を主体的に認識する機会を提供しなかった。その結果、中国では、「森林を取り巻く認識の二重構造」が形成され、統治政権の緑化重視とは裏腹に、地域住民の消極性から森林破壊が加速していったのである。この構造が、現在でも森林との安定的な関係を築く上での根本的な障害となっている。この状況を改善するためには、今後、中国における社会林業の方向性として、従来の大衆動員という方法ではなく、地域住民の緑化への「自発的参加」を促す取り組みが求められる。

キーワード：現代中国、緑化活動、国家建設、大衆動員、自発的参加

2002年3月12日受理, Received March 4, 2002.

1：東京大学総合文化研究科国際社会科学専攻国際関係論（〒153-8902 東京都目黒区駒場 3-8-1）

International Relations, Department of Advanced Social and International Studies, Graduate School of Arts and Sciences,
University of Tokyo

はじめに、本稿の目的と意義

本稿は、中国において、住民参加による緑化が、どのような意味・可能性を持っているかを明らかにすることを目的としている。森林環境を改変するプロジェクトへの住民参加には、政府によって組織されるものや、地域住民が自発的に行うものといったように、様々な性格の違いがあり、それに伴い実施形態や結果も変わってくる。その住民参加を取り巻く混沌に、人間と森林との良好な関わりを見出すという方向性を加味するのは容易ではない。しかし、近年、「社会林業」という概念が、環境問題の深刻化とあいまって、人間と森林の関係を良好に保つための一つの方向性として提起され、中国においても今後の森林経営を行う上で注目を集めている。本稿では、この概念を通じた考察によって、中国の緑化活動における住民参加の性格を明確化し、人間と森林の関係における地域の特徴を浮き彫りにしていくというアプローチを採る。

住民参加を通じて人間と森林との良好な関係を見出そうとする社会林業は、地域の森林を取り巻く社会構造の特徴に基づいて、その可能性・方向性が模索されるべきである。しかし、従来の中国を社会林業の観点から研究した事例は少なく、その社会構造の特徴に根差した客観的な考察を行っているものは見当たらない。そこで本稿は、社会林業という概念が、中国の森林を取り巻く社会構造の中にどのように位置づけられているか、そして、そこからどのような住民参加の方向性が見出せるのかを考察する。同時に、中国の事例を明らかにすることから、21世紀の人間と自然との関係を考えていく上での、社会林業という概念自体を再考していくことも目指していきたい。

1. 本稿の分析視角

1.1. 社会林業という概念

「社会林業」という概念は、今や多くの地域において、人間と森林の関係を再定義する一つの方向性とみなされるようになった。森林の持つ多様な価値そのものは、古くから様々な立場の人間に認識されてきた。それらは、次のようにまとめることができる。

～森林の人間活動への多面的作用～

- ① 経済資源を供給する：建築用材、林業副産品（菜・食糧・皮革の狩猟採集・栽培等）
- ② 生活エネルギーを供給する：薪炭材、木質バイオマス発電
- ③ 人間活動が排出する二酸化炭素を吸収する：地球

温暖化防止、空気浄化等

- ④ 保水力、土壌浸食防止機能を発揮する：洪水防止、水源涵養、気候調節、雪害防止等
- ⑤ 種の多様性・バランスを維持し自然生態系を安定させる。
- ⑥ 精神的効果：森林浴、森林観光、レジャー、信仰の対象、土地のシンボル

しかし、社会林業という概念の確立を目指して進められてきた研究は、森林を取り巻く「人間関係のあり方」によって、上記のような森林の持つ価値が十分に発揮されるかどうかの規定され、また地域の人間活動の森林に与えるインパクトが異なることを示すものであった。

社会林業は、「コミュニティ・フォレストリー」、「ソーシャル・フォレストリー」、或いは「住民参加型の林業」などとも表現される。この概念の創始者的存在である Westoby は、次のような社会林業の定義を紹介している。

農家、村落あるいは地域社会のレベルで、零細農民と土地をもたない者が、彼らの手で、または彼らのために行う樹木の植付けと経営¹

Westoby の考察の要点は、次のようなものである。森林は、歴史的に多くの地域において社会的弱者の生活を助けるもの（貧者の外套）であった。しかし、特に近代私的所有の観念が確立されて以降、統治者や大きな力を持つ外部主体によって森林の権利が独占され、地域住民と森林の関係が希薄化していった。そして、そのような傾向が、結果として世界各地の基層社会における森林破壊を加速させ、人間と森林との関係を悪化させたことを示唆している。

このような観点から、Westoby を始めとした研究は、個々の人間活動が直接的に森林と関わる基層社会の場における、社会林業の重要性を提起したのである。即ち、上記の定義は、地域における社会的弱者が森林経営を通じて利益を獲得できるようなシステムの確立こそ必要であり、それが持続的な人間-森林関係構築への道程であることを意味している。社会林業は、政策的理念としての国際化が進んだことから、最近では、多くの地域で政策的意図に基づくトップダウン的なプロジェクトへの住民参加を正当化するために掲げられる場合もある²。しかし本稿では、Westoby の定義に基づき、森林経営における住民参加という関わり

を通じて、人間と森林との良好な関係を追求するための概念として「社会林業」を用いることとする。

同時に、これらの研究は、20世紀後半における地球規模の環境問題の深刻化と、それに対する取り組み意識の向上という、世界の潮流の中に位置づけられてもいた。即ち、住民参加を目指す社会林業は、過去の森林をはじめとする環境破壊を生み出してしまった人間と自然との関わりを見直す試みとして認識されているのである。その研究は、環境社会学、さらに限定すればポリティカル・エコロジーといった新しい学問的領域の中に位置づけられつつある。

1.2. 中国という地域の社会林業

本稿において、筆者がこの社会林業という概念から、中国という地域を対象に考察を進めた背景は、次のようなものである。ここで、地域としての中国とは、中華人民共和国として統括されている領域を指し、さらに細かい領域単位には、地区・地方という表現を用いている。

第一に、中国という地域において、社会林業という概念がどのような意味・可能性を持つかという、その社会構造の特徴に基づく研究が行われてこなかったことである。地域における社会林業の推進を通じて、人間と森林との良好な関係を模索するには、まず、様々な地域における人間と森林との関わりを認識し、そこにどのような社会構造に基づく、どのような住民参加に関する問題があるのかを見極めることが重要であろう。従来の社会林業の観点を含んだ研究は、既に述べたような問題意識のために、多くが所謂、発展途上地域を取り上げてきた。そこでは、①森林を巡る社会的弱者と強者の位置づけが分かりやすい、②コミュニティによる森林管理の伝統が残存する、③豊かな森林が開発の対象となっている、といった特徴に基づいて、地域設定が行われてきたように思われる。Westobyが社会林業の重要性を主張する根拠となっていたのは、ヨーロッパ、インド、ブラジルなどの地域における政治性の強い森林開発の歴史過程であった。加えて、現代のフィリピン、インドネシア、タイといった東南アジアにおいても同様の研究が行われてきた³。即ち、歴史を通じて、森林の財産化や、住民との切り離しによる森林破壊が進んできた地域を中心に研究が進められてきたのである。中国は、これらの点において対照的な状況にあるので、社会林業の研究対象となり難かったようである。しかし、後述するように、中国という

地域の人間と森林の関わりには歴史的・政治的・社会的な特徴があり、その特徴に基づいて社会林業の意味・可能性も、従来の東南アジアなどの研究対象地域におけるそれとは一線を画すものとなっている。

第二に、この中国という地域の事例を研究することを通じて、社会林業という概念自体を理論的に精緻化し、かつ人間と森林の良好な関係を模索することができるかと判断したことが挙げられる。社会林業がどのように人間と自然との良好な関係を描きうるかに関しては、様々な人間観・自然観に基づく提起がありうるだろう。しかし、筆者の見るところ、現状において、何をもち「良好な関係」とするかは、社会林業という概念に基づく諸研究から導き出せるには至っていない。即ち、これらの研究には、多くが特定の地域にしか応用の利かないものであったり、また発掘した森林を取り巻く社会的特徴をどのように普遍的な理論として展開して行くかが見えづらい、という問題点がある。地球の中の中国という個別地域の特徴に基づく研究が不足していることは、このような理論的精緻化を阻害するものであり、同時に社会林業の新たな可能性や、人間と森林との関係への理解を見出せないままにしているのではないか。

補足的・分析手法的な背景として、第三には、従来の社会林業という観点からの研究には、「歴史学的な視点」が十分に組み込まれておらず、森林を取り巻く社会構造のより一層の把握が必要と思われたことである。Westobyのような例を除けば、社会林業という観点からの個別の地域に対する研究の多くは、人間と森林との関係の変化が著しい近代以降を時期的対象とし、現在までの変化に基づいて分析を行っている。しかし、社会背景に則して詳細な文献資料を読み込み、フィールドワーク等を併せ、時間を追って因果関係を把握する歴史学的手法が、分析の中に効果的に位置づけられてきたとは言いがたい。歴史学的手法を導入することは、地域における人間と森林の関わりの特徴を動態的に把握することになり、社会林業という概念の発展や、人間と森林との関係改善に寄与するものと思われる。従って、本稿では、中華人民共和国期という中国の現代史における人間-森林関係の推移を歴史学的に分析し、そこから森林を取り巻く社会構造、及び社会林業の意味・可能性を探るという構成を採っている。

即ち、本稿では、社会林業の観点からの研究における、①地域的多様性の把握、②理論的精緻化、③分析手法の確立、という相互に関わる課題を克服する手

段として、中国を取り上げるのである。そのような作業を行う中で、中国という地域における社会林業の意味・可能性も明らかになるであろう。

2. 現代中国における緑化活動の展開

2.1. 森林の過少状況に基づく現代史の「初期条件」

さしあたって、中国という地域を社会林業の観点から見る意味を、この地域の森林を取り巻く歴史的・社会的特徴に照らしながら、もう少し具体的に述べておく必要がある。

中国は、その現代史が始まる1949年の時点で、表1に示すように森林率が僅か7.9%ほどに低下していたとされる。このような状況は、王朝期からの歴史を通じた人間活動、及び抗日戦争・国共内戦に伴う社会の混乱などによって、森林破壊の加速した結果であることが、近年の研究によって明らかにされてきた⁴。この点で、中国は、従来、社会林業の観点から研究が進められてきた地域とは明らかに異なる。例えば、インド・東南アジアといった地域は、多くが第2次世界大戦後に植民地支配から開放され、その後の現代史において、森林を近代化・経済発展のための開発資源として利権化してきた地域である。その結果、生態環境の悪化が問題となると共に、基層社会における住民と森林の関係の希薄化が指摘されてきたのであった。しかし、中国では、現代史の出発点において、既に森林の過少状況に基づく、洪水・土壌浸食・生態系破壊といった問題が深刻化していたのである。繰り返すが、まず、この現代史の出発点における森林の過少状況という点で、中国は、これまでに社会林業の可能性が探られてきた地域とは一線を画していた。

そのような森林状況は、中華人民共和国期という現代史を通じて、極めて特徴的な人間と森林との関わりを描き出した。即ち、過去50数年間の中国では共産

表1 世界における中国の森林の位置づけ

| 森林率(1949) | 森林率(1998) | 世界平均森林率 | 日本の森林率 |
|-----------|-----------|---------|--------|
| 7.9% | 16.55% | 27% | 67% |

| | 森林面積 (万ha) | 森林蓄積 (億m ³) | 森林面積 /人口(ha/人) | 人工林面積 (万ha) |
|-----------|-------------------|----------------------------|-------------------|------------------|
| 中国(1998年) | 15,894.09 (5位) | 112.67 (7位) | 0.128 | 4,666.69 (1位) |

中国の括弧内は世界における順位を表す。中国の指標は、国家林業局森林資源管理司「全国森林資源統計」(2000年)、及び国家林業局編『中国林業年鑑:1999~2000』(中国林業出版社, 2000年)に拠った。

党政権の指導の下、多くの地方において、「緑化」という森林を維持・拡大する試みが大々的に行われたのである。その事實は、現在の森林率が16%以上にまで回復したという公式発表からも窺い知ることができる。また、表2に示す通り、人工林面積が世界一であること、防護林が多いこと、そして中幼齡林の割合が高いことなども、比較的新しい歴史において、森林の多面的機能を発揮させるための造林が積極的に進められたことを示す裏付けとなっている。もっとも、これらの数値が、森林の多面的機能を発揮させる上で効果をあげる程の“質”を保証したものであったかには、大いに疑問符をつけなければならない。公刊資料によれば、

表2 中国の森林状況

森林の土地所有別内訳と天然・人工林面積区分
(単位:万ha)

| | 天然林 | 人工林 | 計 |
|-------|----------------------|---------------------|---------------------|
| 国有林 | 5,507.48 | 881.19 | 6,388.67 (41.6%) |
| 集団所有林 | 5,189.06 | 3,785.50 | 8,974.56 (58.4%) |
| 計 | 10,696.54 (69.1%) | 4,666.69 (30.9%) | 15,363.23 |

国有林・集団所有林の森林面積・蓄積比較

| | 森林面積 | 森林蓄積 |
|----|-------|-------|
| 国有 | 41.6% | 67.6% |
| 集団 | 58.4% | 33.6% |

森林の種類別面積 (単位:万ha)

| 用材林 | 防護林 | 経済林 | 薪炭林 | 竹林 | 特用林 |
|----------|----------|----------|--------|--------|--------|
| 9,939.50 | 2,138.47 | 2,022.21 | 445.17 | 421.08 | 396.80 |

防護林とは、防風固沙林、水土保持林(水源涵養・土壌浸食防止)、農田防護林等、自然災害や生態環境劣化を防止して生産活動を保障するための森林の総称である。用材林は、木材生産を目的とする森林で、経済林は、果樹林・経済作物林等を指す。特用林(正式には特殊用途林)は、科学実験・景観保護等に便を供する森林である。

森林(経済林・竹林を除く)の年齢別内訳(単位:万ha)

| 幼齡林 | 中齡林 | 近熟林 | 成熟林 | 過熟林 |
|----------|----------|----------|----------|--------|
| 4,758.26 | 4,430.43 | 1,448.72 | 1,419.38 | 863.15 |
| 36.83% | 34.29% | 11.21% | 10.99% | 6.68% |

中国では、森林の年齢を“齡級”という概念で区分している。針葉樹と広葉樹の一部は20年、一部の広葉樹は10年が一齡級単位とされ、ローマ数字で表す。幼齡林はI~II齡級、中齡林・近熟林・成熟林はそれぞれIII・IV・V齡級、過熟林はVI齡级以上の森林とされる。

経済林・竹林を除くのは、これらの森林としての定義が異なるためと思われる。

国家林業局森林資源管理司「全国森林資源統計」(2000年)より作成。ここ数年、森林の種類を「公益林」と「商品林」とに区分する場合も見られる。

1949～99年の50年間、中国では延べ総計2億1426万haという、途方も無い面積に造林がなされたことになっている(図1)⁵。しかし、実際には、造林されてもその後の管理保護が行き届かず、活着率が低かったために、とても森林に成長したとは言えないような土地も多いのである。陳大夫は、1950～88年までの人工造林が、僅か21%程度しか活着しなかったと評価している⁶。後述するように、ある時期では、統計作成時の対象範囲や基準が不明確であり、また、中央から下達される目標値を達成しなければならないというプレッシャーから、地方幹部が緑化の成果を誇大に報告するといった歪みも色濃く存在した。しかし、それらの問題点を差し引いても、各地で森林破壊が深刻化してきた地球の現代史の中で、これだけ森林率を増加させ、森林を拡大しようとした地域は例を見ない。

毛沢東をはじめとした共産党の指導者達は、早くから中国の森林減少という問題の深刻さに気付いており、初期の解放区において造林・森林保護を奨励する指示を出していた。例えば、1932年に中華ソビエト人民委員会は「植樹運動の決議」を公布し、解放区付近の荒山を緑化する事を要求している⁷。抗日戦争・国共内戦期においても特に東北・華北地方の解放区の中

心に、住民を組織した様々な緑化活動を展開していたことが見て取れる。その内容は、防風固沙等のための小規模な防護林建設が中心であり、自然災害を防止して耕地を確保し、農業生産力を安定させようとする性格のものであった。このような認識は、建国後も変わらずに受け継がれた。1949年10月1日の中華人民共和国建国と同時に林業部が発足し、荒地開墾業務と併せて中央の林業関係業務を担当することになったが、その部長となった梁希は次のように述べている。

林業は、生産回復・経済発展において重要な一部分を占めている。…木材の供給は、将来の国家建設を保障する。また、森林は水土を保持し、水源を涵養するため、森林があってこそ、水利を有効に発展させ、水害・旱害等の災害を防止し、農業生産を保障することが出来るのである。しかし、中国の数千年来の統治階級、特に20数年来の国民党の反動政府によって、森林は破壊されるばかりで、造られることはなく、災害は益々深刻化している。1949年の河北省中部・東部における多数の河川の洪水は、有史以来記録的なものであり、目前の河北・山東地区等での深刻な惨状を生み出してしまった。その他の各省も、同様な水旱害の被

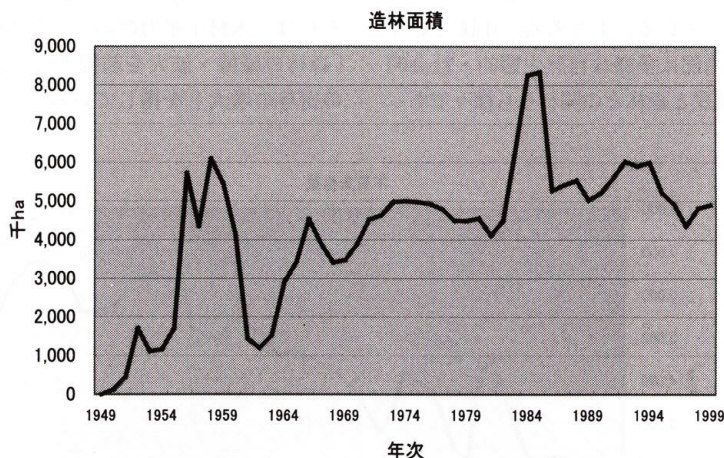


図1 現代中国の造林面積の推移

中華人民共和国林業部編『中国林業年鑑：1949年～1986年』（中国林業出版社、1987年）、国家林業局編『中国林業年鑑：1999～2000年』（中国林業出版社、2000年）、及び林業部編『全国林業歴史資料』（1956年）より作成。1985年以前は、造林活着率に基づく合格基準が40%以上であったが、1985年以降は85%以上に釣り上げられたそうである。

中国で造林は、人工造林・更新と天然更新を併せたものとされている。従って、統計データの示す「造林面積の推移」は、日本にて想起される人工造林の範囲とは異なることに留意されたい。

害を受けている。このため、我々個々の林業工作者は、必ず、極めて弱い林業基礎の下に、大きな任務を請け負わねばならず、断固とした決心を以って、生産回復における我々の最大の力を発揮させねばならない。…当面、普遍的な森林保護を主とし、同時に計画的・段階的・重点的に大衆路線を歩みながら造林工作进行させる⁸。

即ち、建国初期の中央政策担当者は、造林・森林保護による緑化活動を、単に将来の木材生産を保障するためのみならず、自然災害を防止して被災地方の農業生産力を回復するために重要であると位置づけていたのである。そこでは、森林の有する多面的機能の内、木材生産に加え、保水力の発揮に基づく生態環境安定化などが既に意識されていた。

明らかに、中国共産党指導部は、新中国の建国直後から、緑化活動による森林の維持・拡大を積極的に目指さざるを得ない状況に置かれていたのである。これが、中華人民共和国期の中国における森林という自然環境の変遷と、住民参加を通じた社会林業の意味・可能性を把握するに当って、まず考慮すべき重要な歴史的背景である。このような状況は、東南アジア・ラテンアメリカのように、20世紀を通じて植民地支配から独立した地域の多くが、豊かな森林に恵まれていたことと明らかに異なっている。もちろん、中国という地域は広大であり、内部に多様な自然生態的・社会的背景を有していた。住民と森林との関わりも様々であっ

たため、全土において等しく盛んに緑化が政策として進められた訳ではない。東北・西南地方の大森林地帯などでは、木材資源確保のための森林伐採が進められ、木材生産量も過去50年間を通じて増加している(図2)。従って、ある地方における人間—森林関係の推移は、或いは東南アジア等と似たものであるかもしれない。しかし、地域全体という視点で見れば、森林の過少状況という劣化した自然環境を改善する必要性があったのは明らかである。

この森林の過少状況に基づく緑化の必要性という「初期条件」の違いが、その後の現代史における人間と森林との関わり、特に中国においては政策面での特徴を色濃く反映することになった。即ち、過去50年の中華人民共和国期を通じて、その性格の変容や実際の成果の違いこそあれ、共産党政権が緑化活動の重要性を強調しなかった時は無かったのである。そして、殆どの地方に存在した荒地・荒山・伐採跡地・空き地などに対して例外なく行うべき活動として、緑化は、現代中国の全域にわたって、人間と森林との関わりを最も特徴づける重要な位置におかれた。既存の森林を守り持続的に利用する枠組み以上に、森林を積極的に拡大して良好な生態環境を創り出すための試みが模索されていたのである。多くの場合、現代中国において「林業活動の発展」という表現が公的になされる時、それは「木材生産力の向上」を意味するのではなく、「森林の維持・拡大を前提とした、森林の人間活動への寄与の増大」を指している。

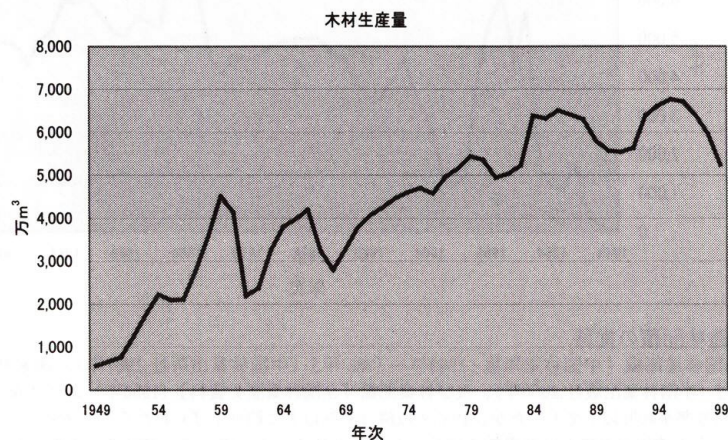


図2 現代中国の木材生産量の推移

前掲『中国林業年鑑：1949～1986年』、及び前掲『中国林業年鑑：1999～2000年』より作成。

このような中国現代史の緑化活動において、社会林業が着目する「住民参加」は、統治政権による「大衆動員」という特殊な形態を採るようになっていった。梁希も指摘するように、大衆路線に則り、各地の農村・都市において住民を動員すべき緑化政策が模索されていたのである。Westobyは、社会林業という観点から、上記のような中国の現代史における特殊性にも注目している。だが、彼の中国の事例に対する考察は不十分であり、実証的ではない。彼は、1949年からの現代史における共産党政権の「大衆動員」による緑化活動を、その実際の成果や効率性という点では疑問を呈しつつも、世界でも類を見ないものと評価している⁹。しかし、以下に明らかにするように、過去50数年間の中国における「大衆動員」による緑化活動は、明らかに Westoby が社会林業によって求めた住民参加のあり方とは異なったものであった。

2.2.緑化の現代史

そこでまず、現代中国の緑化活動とは、どのような政策的な意図・目的の下に、どのような実施形態で行われてきたのかを明らかにする必要がある。その上ではじめて、緑化活動の中に地域住民がどのように位置づけられてきたのかが明確になるからである。

2.2.1.中国共産党政権の域内統治：国家建設

まず、過去50数年間の緑化活動の意図・実施形態を理解するためには、この時期を通じて共産党政権が確立してきた域内統治のあり方や、域内・域外の状況変化を反映した政策の変遷といった、政治過程を把握しておかねばならない。なぜなら、この時期の中国における緑化活動は、社会主義・一党独裁を標榜する統治政権の意向を反映して行われたからである。

数多くの中国政治研究が示すように、中華人民共和国期の中国では、地域の間活動において、共産党政権の与えた影響は絶対的に大きかった。共産党政権は、その内部の政治路線こそ多様であっても、基本的に「共産党の指導に基づく国家建設」を進めることで一貫してきたと言ってよい。清末以降、中国の統治政権やエリート達は、近代的な国民国家建設を目標としてきた。そのような状況を引き継いで成立した共産党政権は、その独自の理念に基づき、中国全域において社会主義によって国家としての統合・安定・成長をもたらすという「国家建設」を推進してきたのである。それは、地域の発展を模索するためであると同時に、

自らの指導性・存立基盤を維持するためでもあった。計画経済、1970年代末からは社会主義市場経済による発展が模索される一方、地域を国家として統合していく試みが、各方面において進められてきた。その一つの成果として、図3に示すように、共産党政権は、基層社会にまで党機構を張り巡らせ、中央の指導層の政策を地域住民に貫徹させる統治システムを創り上げたのである。即ち、共産党を中心とした国家建設という域内統治が進められた点において、過去50数年の中国という地域には、極めて強い同一性と一貫性が存在したのである。共産党の指導性という原則も、この間を通じて覆されることなく現在に至っている。

2.2.2.現代史における政治・社会変動と緑化活動

その一方で、域内・域外の状況変化を反映して、共産党政権の政治路線は、頻繁に揺れ動いた。当時の社会背景、指導者の認識や人間関係が政策に反映されることが多く、「振り子」とも表現される左右の激しい政治変動が続き¹⁰、それによっても多くの社会的な影響をもたらされたのである。緑化を含む諸政策は、大方このような政治・社会変動の流れの中に位置づけられる。しかし、森林の維持・拡大を目指す緑化政策は、自然生態環境保護としての意味合いも強く、独自性も存在する。従って、緑化活動の展開を明らかにするためには、その国家建設との関わりはもちろん、上記の政治・社会変動との整合性や独自性を踏まえた時期区分が考えられなければならない。この観点から、筆者は、中国現代史における緑化活動の推移を描くにあたって、以下のように時期区分するのが最も適当と判断した。

① 建国初期(1949～1952年)

建国初期の数年間、共産党政権が、朝鮮戦争などの厳しい対外情勢の中で域内安定化を図りつつ、土地改革による土地の個人分配を次第に進めていった時期である。中国全域を包括する統治システムは未だ整っておらず、引き続き南方では国民党を中心とした対抗勢力への掃討戦が繰り返され、特にチベットなどでは人民解放軍と現地の民族勢力の間で激しい戦いが続いていた。

内戦による混乱状況からの安定化が模索された建国当初の時期から、既に共産党政権によって緑化活動は重視されていた。造林・森林保護は、単に木材生産を保障するためのみならず、自然災害を防止して被災

地方の農業生産力を回復するために重要であると見なされていたのである¹¹。中央の林業行政管理機関として政務院内に成立した林墾部を中心に、①普遍的森林保護、②重点造林、③合理的な木材伐採と利用、という方針を実施するための努力がなされた¹²。また、土地改革によって大地主の所有する山林が没収され、大面積のものは国家に、小面積の里山は農林家・集団に、それぞれ所有・経営権が与えられた。自然災害の防止のみならず、緑化活動は、社会統合を促進するものとして位置づけられていた。東北・西南の大森林区では、森林火災の防止システムの形成などを通じて、共産党政権の統治を辺境社会に浸透させようという試みがなされていたのである。例えば、1952年3月の政務院「森林火災を嚴重防備することについての指示」では、森林火災防止のためという名目で、山林区の住民を組織化すべきことが求められている¹³。

しかし、緑化方面の予算や政策システムは未整備であり、技術水準も低く、地方・地域住民の裁量に多くを期待せざるを得ないという状況でもあった。図4に示したように、特に南方では緑化政策を推し進める行政機構が整えられていない。そして、実際には土地改革による権利関係の変動や、森林保護の意識の低さから、地方機関・地域住民によって多くの森林が破壊され、林墾部をはじめとした中央は、その対応に追われることになった¹⁴。

② 社会主義建設期 (1953~1957年)

この時期は、共産党政権が社会主義国家建設に本格的に着手し始めた時期である。1953年に入ると、毛沢東は「過渡期の総路線」を提起し、ゆっくり時間をかけて新民主主義から社会主義・共産主義への移行を果たそうという大方の指導層のヴィジョンに反して、

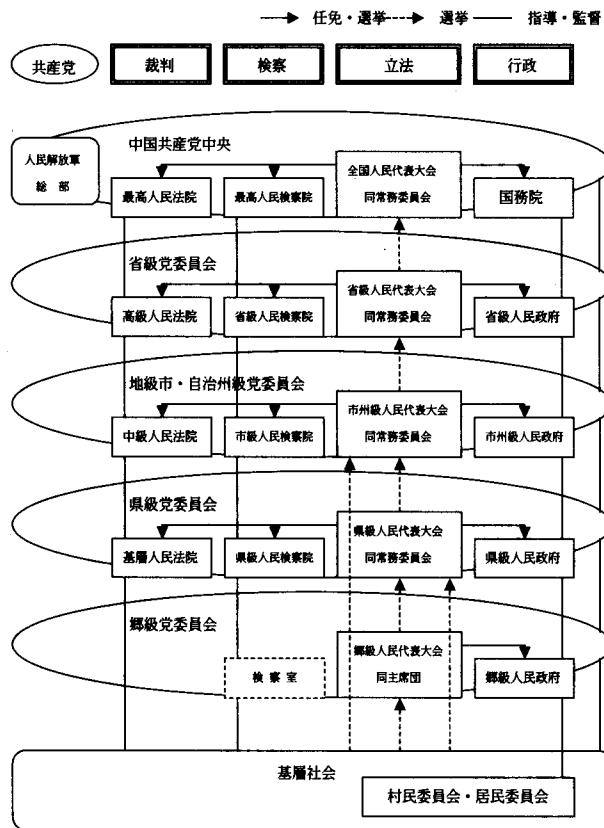


図3 中国の統治システム
趙宏偉『中国の重層集権体制と経済発展』(東京大学出版会,1998年)などを参照して筆者作成。

社会主義集団化への即時移行を提起した。この結果、食糧の強制供出制、都市での配給制や、農村合作社の設立による段階的な集団化といった、急進的政策が取られていった。また、ソ連との提携を強化することを通じて、対外面での安全保障が図られ、域内の重工業優先による経済建設が進められた。

社会主義国家建設の本格化に伴って、緑化活動も、建国初期に比べて積極的に行われていた。緑化の実施形態は、農業の社会主義集団化に先行する形で集団化されていった。1954年の時点で、既に年間造林の70～80%が、集団によって合作造林されたものとなっている¹⁵。自然災害の防止や林業生産の向上といった効果の達成に向けて、規模の経済性を発揮する造林・森林保護は、既に「過渡期の総路線」以前から各地で集団的に行われるようになっていた。この先行性に注目した指導層は、緑化活動を、農村の社会主義集団化を正当化する概念として位置づけたのである¹⁶。個々の持つ山林が林業合作社の形で共有化され、それら基層社会の集団的緑化実施組織は、やがて森林経営所・林業

工作所として農村生産合作社の中に位置づけられていった。国有林区では、林業生産と社会の組織化を共に行う意図の下に設立された国营林場が、集団的経営の担い手とされていく¹⁷。林墾部は林業部として国务院内に位置づけられ、中央の指導の下に緑化活動を体系的に進める政策実施システムも整えられていった(図5)。これらの組織整備に伴って、緑化の実施範囲も広範化を遂げ、各統計指標も建国初期に比べて顕著な上昇を示している。そして、農村・都市住民、軍、青年といった多様なアクターを大規模に動員して行うという、緑化における大衆動員が実施路線として確立されていったのである。

そのような発展の反面、基層社会においては様々な緑化を取り巻く問題が表面化していた。東北・西南・海南島といった奥地の森林開発が進んだことは勿論¹⁸、造林後の保護・管理が注目されずに活着率が低いこと、短期的な利益を追求する農民の農業生産への傾倒によって緑化がなおざりにされること等、実際の緑化の効果を大きく妨げる要因も存在したのである¹⁹。

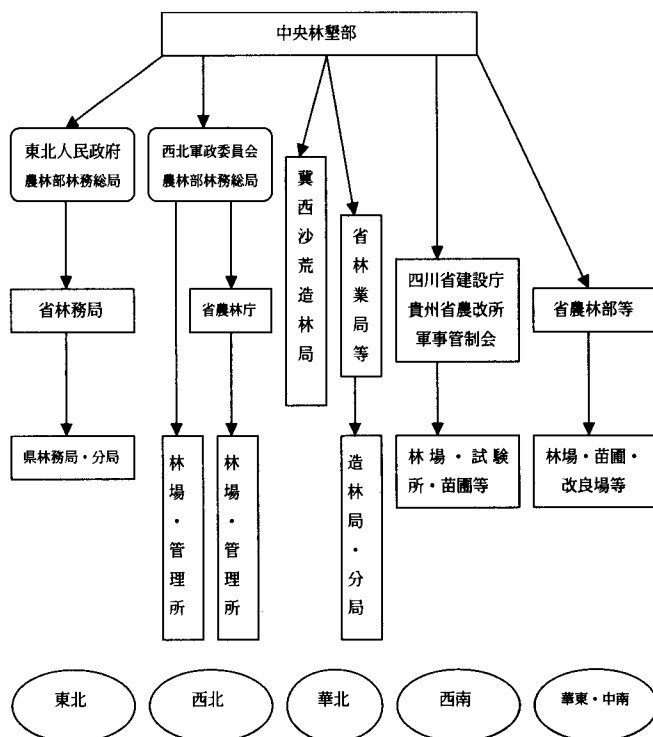


図4 1950年の全国林業機構一覽
(矢印は指導の方向性を示す)

③ 大躍進期（1958～1960年）

大躍進の時期は、中国現代史において最も特徴的な時期の一つであるのみならず、緑化活動においても大きな転機となっている。農村の集団化は、折角私有が認められた土地・資本を手放さなければならなくなった農民を失望させ、社会主義体制の整備に伴う共産党指導層の各方面における一元的指導の強化は、党内の現実派や、民主諸党派、知識人、少数民族などの不満を募らせた。1957年2月27日、毛沢東は人民日報に「人民内部の矛盾を正しく処理する方法について」の講話を発表し、これを受けて中国共産党は党外からの党批判を奨励した。その結果、共産党の独裁的国家運営に対する民主諸党派・少数民族などからの批判が続出し、共産党指導者層を驚かせた。この反動として、6月8日には同じ人民日報に「これはどうしたことか？」社説が掲載され、直接的に党批判をした民主諸党派・

少数民族幹部のみならず多くの知識人達をも右派と見なして弾圧する、という反右派闘争が始まった。この後、毛沢東によってさらに急激な社会主義路線に舵が切られ、生産力の大躍進運動が展開された。農村においてはこれまでに設立されてきた高級生産合作社が更にいくつか合併され、生産大隊・生産隊という下部単位を包括した広範囲での人民公社が誕生し、これが共産主義移行への最適形態として奨励された。この結果、大規模かつ公共的であるべきであるという理念が喧伝され、今までである程度認められていた土地や家畜・林木等の個人所有や、労働に応じた分配制等が廃止された。農地・山林はすべて公社の管理下におかれ、極端な平等主義がこの人民公社単位で徹底されることになった。このような社会主義急進化は、農村で惨憺たる結果を生み出した。即ち、無謀な生産計画が各地で誇大報告、数合わせの劣悪品生産や過剰供出という状況を

(矢印は指導の方向性を示す)

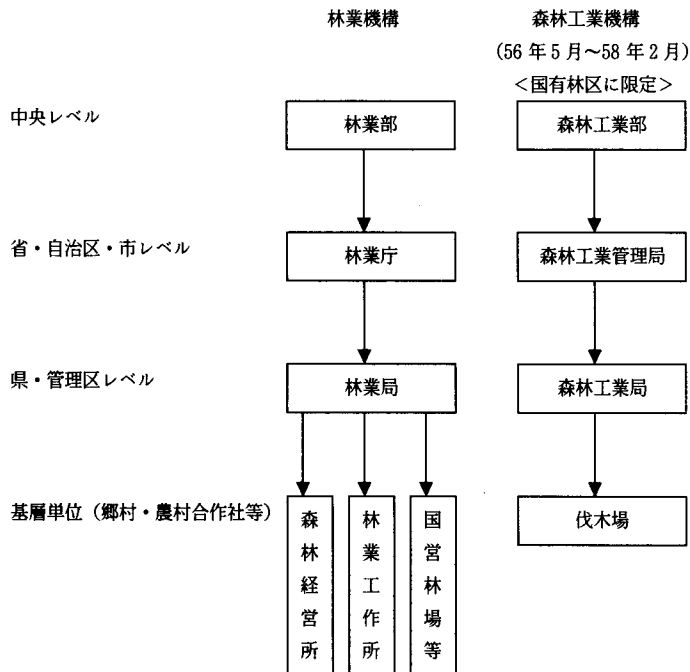


図5 社会主義建設期の林業行政機構

1956年5月以降は、国有林区の林業機構として、それぞれの行政レベルに森林経営局・森林管理区・森林経営所が設置され、それぞれの森林工業機構と対になる形となっている。しかし、森林工業部は、すぐに1958年2月11日、再び林業部に合併され、大躍進期以降の基層社会における森林経営管理単位は、公社運営林场・国营林场となり、林業・森林工業両体系の明確な組織的区分は行われなくなった。

演出し、極端な平等主義は民衆の生産意欲を減退させ、農村経済は混乱した。さらに引き続く自然災害も加わって、2,000~3,000万人にのぼると見られる餓死者を生み出してしまったのは、よく知られていることである。この時期は、国際関係も中国にとって厳しいものになっていた。その代表的な要因は中ソ対立の表面化である。さらに1958年8月23日に人民解放軍は台湾海峡で、金門・馬祖島を砲撃し、台湾及びアメリカとの緊張を更に深刻化させ、南方ではチベットをめぐるインドとの対立が激化していた。このような国際的な孤立化は、毛沢東に大躍進という急進路線による生産力・国防力の強化を選択させたことと無関係ではない。

緑化方面における大躍進運動の時期は、中央の政策レベルでは、建国以来の緑化による自然改変の試みが、「緑化祖国」や「大地の園林化」という毛沢東によって提起された概念でまとめられ、「社会主義の名のもとに中国全土を緑にしよう」と、そのさらなる発展が模索された時期である。1958年3月の中央政治局成都拡大会議で毛沢東が大躍進政策を提起した約1ヶ月後の4月7日、中国共産党中央・国務院は「全国規模の大がかりな造林に関する指示」を公布して、大衆動員による大規模な造林や、そのための思想教育を行うこと、さらに造林の質を高めることや、農村・国有林区における森林更新・保護のための方針等を定めることを求めている²⁰。国有林区における国营林場、人民公社内における公社運営林場が、その直接の担い手とされ、1959年内に、造林を主とする国营林場2,326ヶ所、公社運営林場46,396ヶ所が建設されたことになっている²¹。「大地の園林化」のスローガンを受けて、「四旁植樹」という都市・農村の緑地化を目指す活動が本格化したのもこの時期である。即ち、「一切の宅旁・村旁・路旁・水旁に、計画的に植樹していく」ことが目標とされたのである²²。

ところが、緑化を含めた各方面での無謀な生産計画目標の設定が、深刻な労働力・食糧不足を生んだため、基層社会における長期的展望に立った緑化は、却って不可能になった。それどころか、農村が飢餓状態に陥ってからは、手間のかかる造林及びその後の管理・保護が行われるはずもなく、過剰な鉄鋼生産や日常生活への燃料確保のために、地域住民による森林乱伐が加速することになった²³。さらに、大躍進の熱狂に巻き込まれた地方幹部は、上級の行政機関から下達される無謀な緑化目標と、基層社会における食糧危機・労働力不足との板挟みとなり、緑化の目標達成に関する

虚偽報告を横行させた²⁴。この結果、各地で上からの大衆動員による緑化への試みが失敗し、地域住民の造林・森林保護へのインセンティブを砕くことになってしまった。

即ち、建国以来確立されてきた、共産党政権の政策指導に基づく集団的な大衆動員による緑化活動に内在されていた問題点が、大躍進の無理の中でクローズアップされてしまったのである。

④ 調整政策期 (1961~1966年上半期)

大躍進政策の失敗が表面化した60年代からは、劉少奇・鄧小平らを中心とした共産党内の現実路線が調整政策を推し進め、農業生産の請負制を始め、地域住民の生産意欲を喚起する試みがなされた。その結果、住民生活の一定の改善はみられたが、これ以降、毛沢東をはじめとする急進派と、劉・鄧をはじめとする現実派の主導権争いを中心とした、政治路線・派閥対立が激化することになった。毛沢東は、やがて調整政策を資本主義的な路線であると認識し、文化大革命の引き金を引くことになる。

この時期の緑化活動は、大躍進期におけるシステムの破綻からの回復が図られると共に、引き続き自然災害の防止、社会の組織化、生活環境の向上といった意味において、社会主義国家建設に結びつけられて展開された。まず行われたのは、大躍進期の急進化によって混乱した森林の管理・保護に関する責任を明確にし、住民の造林へのインセンティブを高めるための、森林の占有・使用・処分といった権利の確定である。これに関連する諸政策によって、61~62年頃にも引き続いて森林保護・管理の欠如による乱伐の収拾、及び農村における緑化実施機構の再構成が試みられたのである。その結果として、1963年5月に初の森林保護の体系的法令である「森林保護条例」が公布された²⁵。実際にこの時期の農村で、権利確定によって森林経営の主体と見なされたのは、新たに独立採算単位となった生産隊である。農山村の公社運営林場は、多くの地方における生産大隊・生産隊への経営単位移行を踏まえて、「社隊林場」と総称されるようになり、基層社会の緑化業務を担うようになった。国有林区では大躍進期に発展した国营林場と森林経営所が、主に森林更新・保護を含めた経営を請け負った(図6)。

このような緑化活動における実施形態の改革は、一つの大きな方針転換を内包したものであった。それは、従来の地域住民を組織・動員して行う大規模な造

林を、春季・秋季といった造林に適した一時期に限定し、その後を年を通じて行われる育成・管理・保護活動を「専門化」するというものである²⁶。例えば図6にも示したように、社隊林場や国营林場に加え、基層護林組織、森林経営專業隊、護林人員といった緑化の専門機構が基層社会で整備されていった。また、東北・内蒙古の国有林区内では、国营林場の下に群衆を組織して造林・森林保護管理を行う独立採算単位としての営林村を建設する構想が実施され²⁷、各地に森林の乱伐や火災を防止する森林警察も配備された。この傾向は、大躍進政策の失敗によって基層社会の限界を否応無く認識させられたこの時期の共産党政権が、造林・

森林保護による緑化を進展させる上で、他産業とのバランスを取ろうとしていた結果であると理解できる。即ち、社会主義国家建設に必要な不可欠な緑化活動の「効率化」が図られたのである。そのために、この時期の緑化実施機構は、再構成の過程において、従来の組織的な大衆動員を促す側面を残しつつも、実施単位の縮小や専門化という構造的な変革を遂げていったのである。このような調整政策によって、1963年頃から緑化活動は一定の成果を取り戻し始め、この年を境に造林面積、伐採跡地更新（図7）等の数値は上昇に向かっている。

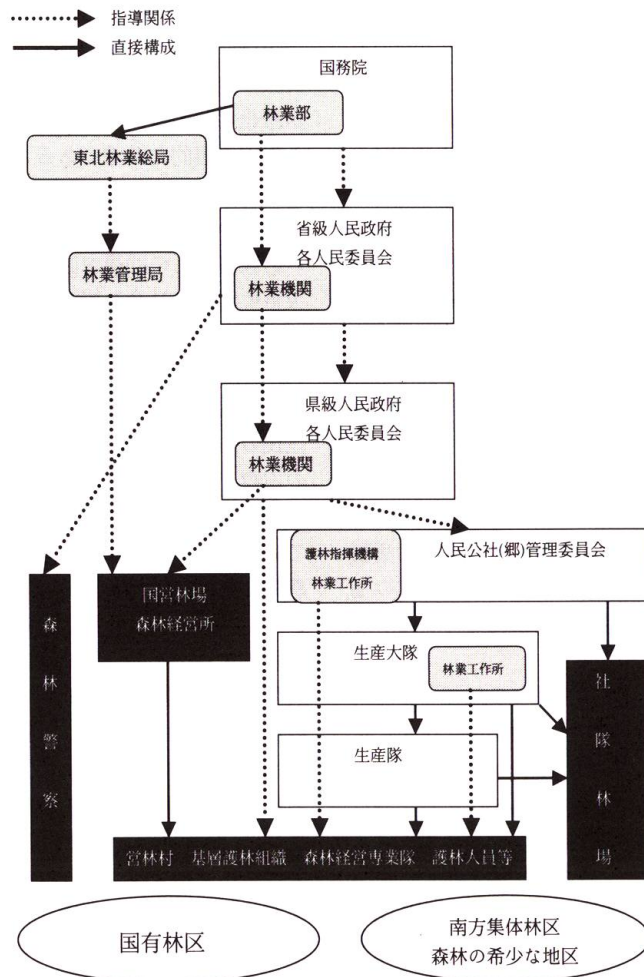


図6 調整政策期の林業行政管理機構

しかしその反面、緊迫する国際関係等に対応するための木材需要の増加から、この時期に東北の大興安嶺や西南部の金沙江といった天然林地帯の開発が進行し、森林伐採が引き続き進んだことも事実である²⁸。中央の努力にもかかわらず、農村においては、大躍進政策の結果としての農民の意欲減退・食料増産傾向に基づく森林乱伐がなかなか収束されなかった²⁹。また、専門機構が表面的に整備され、緑化における合理化が目指されたからといって、すぐに造林活着率も上昇するという訳にはいかなかった。

⑤ 文化大革命期(1966年下半年～1969年)

1966年の下半期から本格化した文化大革命は、政治レベルでは激しい実務派批判闘争・毛沢東個人崇拜による社会主義急進化に、大衆レベルでは無秩序な批判闘争に発展し、主に都市部で武闘や集団暴行、私刑といった凄惨な状況を生みだし、現代中国に生きる人々の中に大きな傷跡を残すことになった。

文化大革命期の緑化活動の実施状況を資料から把握するのは難しいが、少なくとも、現在の中国において出版されている多くの公刊資料が語るように、「政策レベルにおいて緑化が軽視されていた」訳ではない。「大躍進・文化大革命期の極左化した政治路線は、造林・森林保護に取り組もうとせず、森林を破壊する悪しき路線であった」という言説は³⁰、その後の共産党政権内における政治路線対立の産物である。逆に、文革推進派が大勢を占めたこの時期の共産党政権も、緑化活動による森林の維持・拡大を、社会主義建設の重要な構成部分として積極的に推進することを企図しており、かえって劉少奇らの実務派を批判し自己路線の

正当性を高める根拠としているのである³¹。中央においては、林業部が、この時期には林業部軍事管制委員会として、毛沢東及び四人組を中心とする中央革命委員会の指導下に置かれている。社会主義急進化に伴って、大衆動員による緑化活動の推進が、再び強調されるようにもなった。しかし、これによって調整政策期に確立された専門機構と大衆動員の並立によるシステムの効率化という枠組みが崩れ、大躍進期のように農村における土地・労働力矛盾によって、各産業が崩壊するようなことにはならなかった。例えば、毛沢東がこの時期に農・林・牧の相互依存による農村発展計画を指示したこともあって、引き続き指導層・住民および専門的技術人員の結合が求められている³²。また、山東省のある県では、一部の農民群衆と幹部によって林業生産グループが結成され、積極的に封山育林(特定の荒山・伐採跡地を立ち入り禁止区域に設定して森林の天然更新に任ずという方法)が行われていたこと等から、この時期も引き続き造林・森林保護における専門機構の役割が重視されていたことが窺える。即ち、調整政策期における効率的な実施システムの整備という方針は、文化大革命期において否定されておらず、以後の1970年代に受け継がれていくのである。

だが、基層社会レベルにおいては、行政機構の混乱や幹部の下放によって中央の指導・管理が行き届かず、多くの森林が盲目的に破壊される傾向も引き続き見られた。例えば、国有林区の森林経営においては、森林管理を行う末端機構(営林村・森林経営所等)が廃止されるか弱体化したために、実際には森林伐採が更新よりも重視されたようである³³。

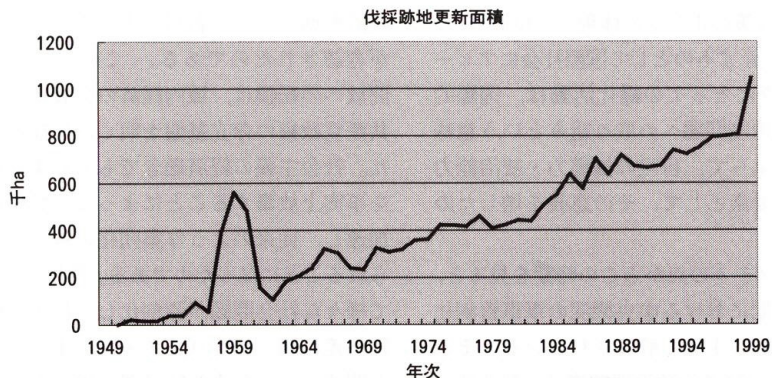


図7 現代中国の森林伐採跡地更新面積の推移

⑥ 環境問題受容期 (1970~1978年)

文化大革命の混戦が一応は終息した1970年代に入っても、表面では様々な政治闘争が繰り広げられ、めまぐるしく権力の座が入れ替わった。一時は毛沢東の後継者と明記された林彪が、国家主席の座を狙って毛沢東と対立した結果、クーデターをもくろんで失敗し亡命する途中、1971年9月にモンゴル上空で墜落死したとされるのを皮切りに、周恩来と復帰した鄧小平を中心とする国務院の安定路線と、文化大革命推進派の四人組との対立が、1970年代前半には激化した。さらに1976年、周恩来に続いて毛沢東が死去し、その後継者として認定されていた華国鋒が、江青・張春橋ら四人組を逮捕し、文化大革命の終了を宣言する。その後、華国鋒は外国からの大量のプラント輸入による上からの経済発展を模索したが、共産党政権内部に確固たる支持基盤を確立することが出来ず、次第に鄧小平に実権を奪われていった。

この時期を緑化政策における環境問題受容期として、特に設定したのは次のような理由による。即ち、この時期は、文化大革命期から引き続き政治路線闘争が表面的には加速していたにもかかわらず、中国という地域の人間と自然環境との関わりにおいて、新たな局面を迎えた時期であった。地球各地の環境破壊の表面化という情勢の中で、共産党政権が明確に「環境問題」という形で身の回りの様々な自然破壊・環境汚染を認識し始め、大気・水質汚染の防止といった方面を中心に具体的な環境政策を規定していったのである³⁴。そのような中で、従来からの森林の維持・拡大を目指す緑化活動も、自然生態環境保護問題として認識され、環境政策の一つとして位置づけられていったのである。1972年のストックホルム国連人間環境会議において、中国代表団は、建国以来の緑化活動を、「人民の利益に心を砕く社会主義政策の正しさの体現」と位置づけ、共産党政権の正当性を示すものとして国際社会にアピールした³⁵。共産党政権にとっての緑化活動は、国際的に価値を与えられた環境問題への取り組みという意味を付与されることによって、自己の指導力・統治能力を内外に誇示できる要素として、その意義を増したのである。

緑化政策実施システムの点からこの時期を見ると、1970年、文化大革命期における中央機関の軍事管制化が周恩来らの安定路線の主導で解除されている。その結果、同年5月に中央の林業行政管理機構は、農業部・農墾部・水利部等と合併し、農林部として再建され

た³⁶。緑化を推進する上意下達の政策実施システムは、文化大革命以前のような落ちつきを取り戻しつつあった。「緑化祖国」をスローガンとした大衆動員による緑化活動も引き続きさらに重視すべきことが強調され³⁷、専門的な実施システムの下で、造林面積等の統計上の数値も、この時期安定的な上昇傾向にある。「森林保護条例」の断固とした執行が求められる他、主に森林の希少な地区の農山村においては、農・林・牧畜業を併せた総合建設や、緑化を根幹とした総合的な土地保全事業が本格的に展開され始めた³⁸。1977年9月に「華北・中原地区平原緑化現場会議」が開催され、河北、山東、河南といった地域において、「農田を囲むように林網を形成する」というアグロフォレストリーの効果を狙った平原緑化が本格的に推進されはじめたこと等は、このような試みの代表例である³⁹。

しかしその一方で、各地において緑化活動の問題点も相変わらず指摘されている。国有林区や南方集団林区における森林火災・乱伐は依然として深刻であり⁴⁰、北方や雲南省西双版纳等では、この時期に森林破壊による荒漠化が深刻化していたことも報告されている⁴¹。また、造林の質も相変わらず低劣である場合が多く、この時期に完了した第一次森林資源調査では、建国以来造営された人工林の保存率が、僅か30%程度に過ぎなかったと言及している⁴²。

⑦ 改革・開放期 (1979~1997年)

1970年代の政治変動を経て、実権を握った鄧小平のイニシアティブの下、1978年12月の中共第11期3中全会において改革・開放路線への移行が決定され、以後、中国は社会主義市場経済への道を歩むことになった。中国型の農村社会主義集団経済の象徴であった人民公社は崩壊し、「社会主義を発展させる多種多様な経済形態」という名目の下、事実上私有制・個人経営が容認されたのである。このような市場経済・対外開放への転換は、域内経済の発展をもたらした反面、共産党政権の存立基盤を明らかに揺るがすことになった。社会主義の経済理念でもある集団化及び計画経済を事実上放棄することによって、域内社会の流動化が加速し、従来のような集団化に基づく国家統合が緩められることになったのである。急増する都市人口に伴って様々な社会問題が深刻化し、都市一農村、沿海一内陸格差は開くばかりであった。また、このような動きと関連して、自立的経済運営単位としての「地方」の中央離れが目立つようにもなってきた。経済発展に伴

う環境汚染も深刻化していった。共産党政権にとって取り分け危機的であったのは、社会の流動化や域外との交流を受けて、知識青年を中心に民主化への意識が高まったことである。合理的な市場経済活動に直面した時に目に付く社会主義システムの阻害性（例えば許認可の複雑さ、汚職等）も、共産党政権の独裁的国家運営に対する地域住民の疑問を助長させた。1989年の天安門事件は、そのような民主化の波が学生運動の形で一気に噴き出したものであった。これに対して鄧小平を中心とする共産党指導層は、党内の政治開放派と見られた胡耀邦・趙紫陽を相次いで罷免し、人民解放軍を投入して学生運動を流血の末に弾圧した。1980年代を通じて、保守派による計画経済への引き戻しを図る動きも見られ、趙紫陽失脚後の90年代初頭には、経済引き締め政策が展開されたが、1992年に入ると、鄧小平は「南巡講話」を発して再度の改革・開放の促進を内外に伝え、中国は一層、世界経済へのリンクを強めていった。それと同時に共産党政権はその存立基盤が揺らぐことを懸念して、地方の民族運動や学生運動・宗教活動を取り締まり、また自ら内部における汚職・不正に対して厳しい態度をもって望むようになった。弱められた集団の凝集力に代わって、法律の整備と浸透を図る事によって、社会秩序を維持していこうという傾向も見られる。

改革・開放下においても、共産党政権は、引き続き森林の過少状況を改善するための自然生態環境保護として、緑化政策に取り組んできている。しかし、従来の集団組織を通じた大衆動員による緑化活動という色彩は、農村集団化の崩壊などによって大きく薄められることになった。緑化を効率的に行うための森林の権利確定は、この時期には、「三定」（山林の権利を安定させ、自留山を画定し、林業生産責任制を確定する）工作として実施された。この「三定」工作による林業経営形態の変化は、以下のようにまとめられる。

1：国有林の経営

- ・大面積の天然林 → 国営林業局による森林の経営管理・保護。
- ・大面積の荒山・荒地と天然二次林 → 国営林場による造林・森林保護。
(但し集団・個人に経営を請け負わせることも可)
- ・各部門の必要性に基づく植樹造林・森林経営。

2：集団所有地区の経営

- ・郷村林場（旧社隊林場）の、専業隊伍の組織によ

る経営管理。

- ・造林すべき集団所有の土地を農民経営に請け負わせる。
→ 林業生産責任制（林業専業戸・家庭林場等）。
収益分配は、原則として請負契約に基づく。

3：個人経営

- ・自留山における個人の森林経営。土地の権利は集団に、樹木の権利は個人に付与される。

即ち、林地や緑化すべき土地の所有権は、従来通り国家或いは集団に帰せられる。しかし、その経営権及び林木所有権を個人が有することのできる余地が、原則的に生み出されたのである。これは、緑化における共産党政権の影響力低下の可能性を意味した。この埋め合わせを行う役割を有したのが、「三定」工作とほぼ同時に展開された、住民一人一人が毎年義務的に植樹すべきという「全民義務植樹運動」である⁴⁵。中央においては林業部が再び林業行政管理機構として独立し、「三北」（華北・東北・西北を指す）防護林建設工程をはじめとした、大規模な緑化のための国家プロジェクトも次々に展開されていった。現在では、それらは10大林業生態建設工程として位置づけられている。また、1984年9月20日に「中華人民共和国森林法」が公布され、緑化を巡る法体系の整備も進められた。現代史を通じて肉付けをされてきた緑化政策実施システムは、中央—基層社会を明確に結びつける形で図8のように結実したのである。この時期において、中国は、1992年のリオデジャネイロ国連環境開発会議を始め、生物多様性条約・砂漠化防止条約といった、地域の森林の動向が大きく関わる環境問題への国際的な取り組みに積極的に参加した。その中で、これらの地球規模の環境問題に対して地域の緑化が持つ重要性も認識されていった。リオ会議に出席した中国代表団は、党中央・國務院に対して、地球規模の環境意識の向上に則して、植樹造林の方針を堅持していくべき事を報告している⁴⁶。

しかし、このような政策面における充実とは裏腹に、基層社会に降ろされた時の緑化活動は、依然として多くの問題を孕んでいた。まず、注目すべきなのは、木材売買の自由化・森林の権利確定が進められた南方集団林区における、森林の乱伐の加速である。個人経営が本格化した1981年から88年頃までにかけて、南方集団林区を中心とした全国各地の森林資源は、乱伐によって減少の一途を辿ったとされている⁴⁶。各地

の防護林建設や全民義務植樹運動は、一定の成果を見たものの、森林の希少な地区においては、未だに活着率の低さ、住民の関心の低さといった問題が生じていた¹⁶。

⑧ 生態環境建設期（1998年～）

改革・開放の牽引者として絶対的な存在であった鄧小平は1997年2月に世を去り、以後、江沢民を中心とした集団指導体制が確立された。共産党の指導という絶対的な原則の下、國務院総理となった朱鎔基は、行政機構の改革、国有林区の森林工業企業を含む国有企業改革・民営化、外資導入を積極的に進めていく。経済は安定成長の軌道に乗り、2001年11月、中国は念願のWTO加盟を果たした。インターネット・携帯電

話を含めたIT関連の普及も進み、地域内外における交流は飛躍的に発達した。しかし、このような発展は特に沿海地方に限られ、内陸との格差は益々広がりつつある。このような格差とそれに基づく不満の増大を解消するため、共産党政権は、2000年1月、中央行政機構の指導幹部からなる「國務院西部地域開発指導小組」を発足させ、「西部大開発」を本格的に行う方針を打ち出した。主に外資を大々的に導入することによって、内陸において資源開発や、IT等の新産業の発展を進めようというものである。

このような状況の中で、緑化の方面においては、中央の指導性が強められる形で、更なる自然生態環境保護の政策的重視へと舵が切られていくのである。西部大開発において、緑化を含めた生態環境建設は、「3

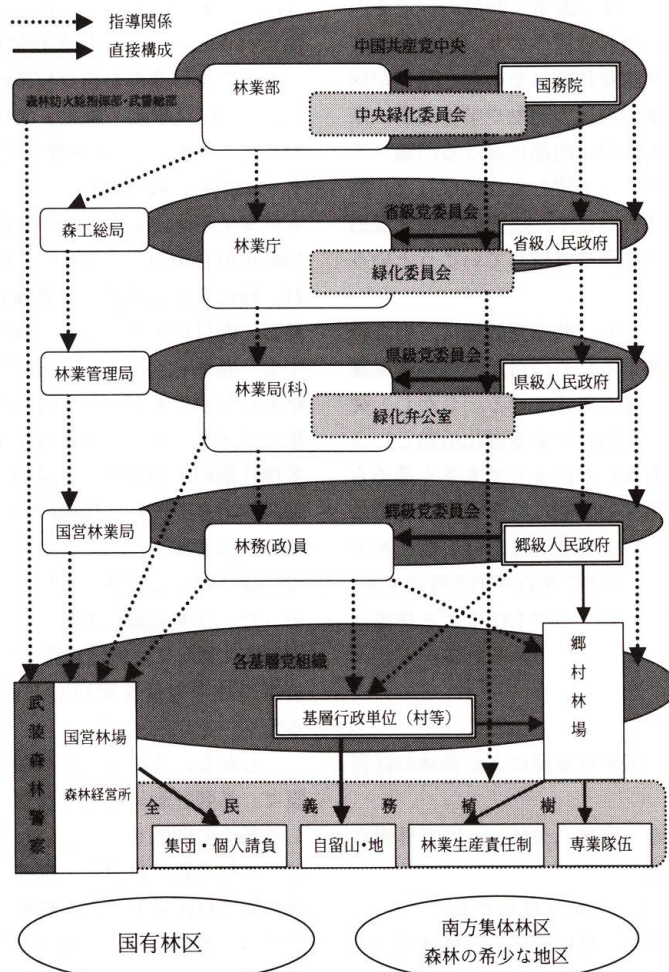


図8 改革・開放期の緑化政策実施システム

大重点」の一つ（その他：インフラ建設、将来性の高い産業育成）に掲げられ、荒漠地の多い西部地区の生態環境整備に対して、10年で2千億元が投資されることになっている。この背景には、従来からの緑化活動への熱心な取り組みに加え、1998年夏の長江・松花江流域における未曾有の大洪水の発生や、深刻化する黄河の水不足等による、水土保持を始めとした森林の生態系維持機能への再認識があったと考えられる。1998年3月、中央林業部は国家林業局に改組され、約18年ぶりに中央の林業行政管理機構は、部（省）クラスからの格下げを経験することになった。しかし、翌年夏の大洪水によって、様々な緑化による効用が殊更に認識されるようになったのを受け、林業機構の重要性はいやが上にも高まった。江沢民・朱鎔基・温家宝といった共産党政権の新しい指導者達が直々に荒地の緑化や天然林保護を唱え、国家林業局には多くの業務が課されたのである。このような推移を経た中央の林業政策は、極めて強い「緑化>森林工業」という構造を演出することとなった。この時期を生態環境建設期と区分する所以である。図9に掲げた林業関係における国家投資額の推移を見ると、営林（造林・森林保護育成といった緑化）方面への投資額は90年代を通じて、特に98年を境に急上昇しているのに対し、森林工業（木材生産）方面の投資額は、多くの国営森林工業企業が市場運営に任せられたこともあって、98・99年と急減している（もっとも、育林基金や国有銀行からの造林貸付金などは国家投資と別に換算されるため、これらの値

の推移が、そのまま実際の林業建設の進退に反映される訳ではない）。この時期に、中央の強い緑化へのイニシアティブの下に、新たに実施された象徴的な政策は、天然林保護政策である。大河の洪水の防止を主目的に、東北・西南を中心とした国有林区において、天然林禁伐を主とした伐採制限が厳しく課されることになった。この自ら実施した政策による域内の木材生産量の激減を埋め合わせるため、共産党政権は、ロシアを始めとした域外からの木材輸入量を急増させている（表3）。また、各地において急傾斜地の開墾を禁じ、特に森林の希少な地区の森林・草地を復元して水土保持機能を発揮させようという「退耕還林・退耕還草」政策も本格化していった。

しかし、基層社会においては、相変わらず森林破壊が加速し、緑化における限界もささやかれている。そのような状況を受けて、住民参加による緑化の可能性を探るため、株式方式による営林経営などが模索されている。有識者によって、社会林業をはじめとした域外の概念にも注目が集められ始めた。

2.2.3. 国家建設と緑化活動の結びつき

以上のように、中国では、過去50数年間を通じた国家建設、及び政治・社会変動の中で、森林の維持・拡大を目指す緑化活動が模索されつづけていた。まず、この現代史における緑化活動の展開過程には、一つの変らない特徴が存在する。それは、緑化活動が、一貫して共産党政権の強い政策的イニシアティブの下に模

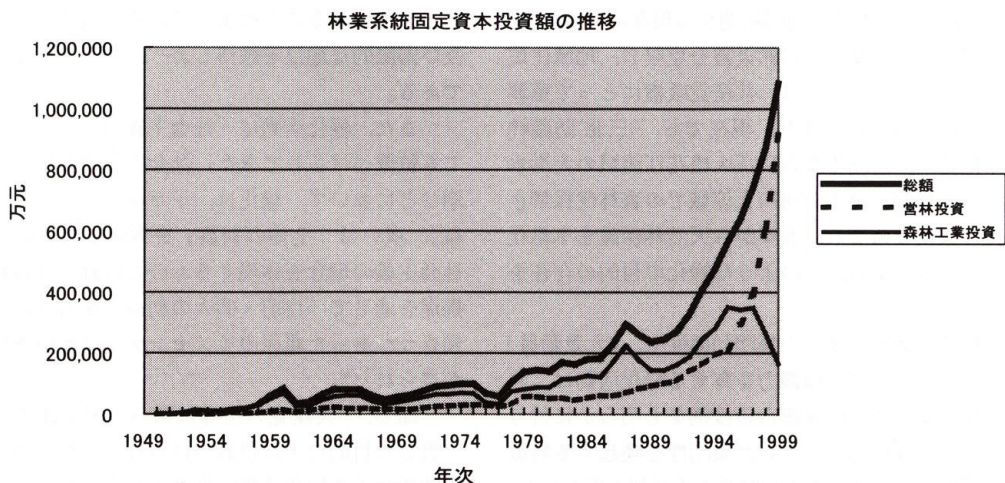


図9 現代中国における林業系統固定資産投資額の推移

索され続けた、ということである。この期間、共産党政権内部の政治路線はめまぐるしく入れ替わったが、

表3 生態環境建設期における天然林保護政策の影響
伊春林業管理局管轄の木材生産量の推移 単位：m³

| 1993年 | 1996年 | 1999年 | 2000年 | 2001年(計画) |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 2,400,400 | 2,648,302 | 1,910,304 | 1,608,000 | 1,490,000 |

林業部『全国林業統計資料彙編』（中国林業出版社、1993年、1996年）、及び『伊春日報』2001年3月9日の政府工作報告より作成。

中国の原木生産量推移

| | 1998年 | 1999年 |
|------------------------|----------|----------|
| 原木数量(万m ³) | 5,555.74 | 4,848.69 |

前掲『中国林業年鑑：1999～2000年版』より作成。

中国の原木生産量推移

| | 1998年 | 1999年 |
|------------------------|--------|----------|
| 原木数量(万m ³) | 482.00 | 1,014.00 |
| 価格換算(万ドル) | 59,909 | 124,863 |

国家統計局『中国統計年鑑：2000年』（中国統計出版社、2000年）より作成。

全ての路線において共産党の指導による「国家建設」を行うという試みが一貫していたように、「緑化活動」の推進そのものは、一度たりとも消極的に捉えられていない。その理由は明らかである。即ち、現代史を通じて、中国という地域の緑化活動が、統治主体である共産党政権の国家建設と、以下のような点で密接に結びついていたからに他ならない。

緑化によって自然災害を防止することは、そのまま国家、或いは統治政権としての共産党の存立基盤を安定させることになる。建国初期から現在に至るまで、森林の過少状況に基づく自然災害を克服し、地域住民の生活を安定させることは、共産党政権にとって重要な目的でありつづけてきた。現在でも、「三北」防護林建設の推進や、1998年夏の長江・松花江流域の大洪水を受けて國務院が全国の河川上流域での森林伐採禁止と植林の強化を命令し、翌年から天然林保護を本格化させたことなどから、このような緑化の目的の存在を強く印象づけられる。

規模の経済性に基づく集団効率性や、「大衆動員」プロジェクトとしての組織力を有する緑化活動は、共産党政権によって、国家統合の役割をも明らかに付与されていた。緑化の持っていた集団性を喚起する特徴は、集団化による社会統合を促進する役割を果たした。加えて、社会主義建設期から大躍進期にかけて本格化

した、青少年を始めとする大衆動員による大規模な緑化活動は、より一層の社会主義集団化による社会統合を促すと共に、その集団労働によって「祖国を緑化・美化している」という一体感・ナショナリズムを喚起して、国民統合を進めるという役割も担うようになっていた。例えば、1956年の「5省・自治区青年造林大会」においては、共同作業としての緑化活動への参加を通じて、青少年の一体感を高めさせようという意図が明らかに見て取れる⁴⁷。大躍進期の「緑化祖国」というスローガンは、緑化を通じたナショナリズムの喚起を内包したのもでもあった。

緑化活動の推進自体が、共産党政権の指導力・統治能力を内外に誇示する要素となっていたという点も挙げられる。例えば、共産党政権は、過去の統治政権を、森林破壊によって自然災害を続発させ住民の生活を脅かしたとして批判し、これに対して自己を、緑化によって劣悪な自然環境を改善する能力のある、真に住民の幸福を考慮した統治政権であると位置づけている。これは建国初期から一貫して見られる、緑化活動を通じた共産党の統治能力の誇示であり、その社会主義国家建設への正当性の付与である。また、共産党の軍隊である人民解放軍の、造林・森林保護における役割の大きさも、共産党政権の「全土の緑化」への取り組み・実行力をアピールするのに欠かせない要素となっている。そして1970年代から現在にかけて、地球的に価値を与えられた環境問題という概念を受容し、従来の造林・森林保護による緑化を自然生態環境保護という枠組みで包括していった結果、共産党政権は、良好な自然生態環境を実現する能力のある統治政権であることを強調することによって、その域内での正当性、及び国際的な地位を維持しようとするようになったのである。

また、緑化活動は「社会主義理念そのもの」としても位置づけられてきた。社会主義建設期、調整政策期などにおいて、緑化は、子々孫々までの「将来の利益」、或いは「全体の利益」を考慮した活動であり、社会主義の理念を体現するものと位置づけられ、その推進を通じて「目前・個人の利益」をもたらす農業に傾きつつあった農民のインセンティブを引き戻す試みが見られた⁴⁸。

即ち、「共産党の指導に基づく国家建設」という一貫した目的の下に位置づけられていたために、共産党政権による緑化活動の推進という方針も、また一貫していたのである。このような構造が、中国が現代史

において経済発展を遂げる中で、公式的な森林率をも上昇させている背景となっていた。そして、各時期における政治・社会変動に影響されつつも、国家建設を促進するための中央の指導を地域社会に貫徹させる緑化政策実施システムが、歴史的に整えられてきたのである。

現代史の中で肉付けをされた現行の緑化を行う林業行政管理機構は、図10にも示すように、「中央—地方を貫徹する上意下達システム」と表現できる。中央—地方行政単位それぞれに林業関係機構が縦割り式に設置され、各地方レベルの林業行政管理機関は、同一級の人民政府の統一的な指導を受けると共に、上級人民政府の林業行政管理機関の方針と業務指導に従わなければならない。上級機関の下級機関に対する指導性は明確であり、中央の意向を地方が無視することはできない。このようなシステムこそが総合的な緑化目標を達成するのに不可欠と認識されている⁴⁹。中央において策定された緑化の政策・方針・計画は、順を追って地方の林業行政管理機関に下達され、地方機関はそれ

らに基づいて地方限定の法規・方針を定め、計画・任務の割当を行う。計画・任務の完成状況は、またこのシステムを通じて上級に報告され、記録・統計として整理されることになる。

そして、この緑化政策実施システムにおける共産党指導層の影響力は絶対的である。基本的に中央・各地方レベルの行政機関は、同級の党委員会の指導下にある(前掲の図3・図8参照)。各級党委員会は、中共中央の下に組織され、各級行政機関に対して、共産党指導層の意向に基づく国家運営方針を貫徹させ、またそのための思想教育等を行う役割を担っている。具体的にその役割を果たす党機構が、各行政機関における「党组」(党グループ)であり、各級行政機関に対応する党内の行政担当組織(「対口部」)である。党组の役割としては、①所属する機関の活動の監視と中央への報告、②所属機関の指導幹部の管理と任免、③所属機関における政治思想工作・党活動の指導、④日常的な行政事務の指導が挙げられる。党内の行政担当機構の役割には、①対応する行政機関幹部人事の管理、②党

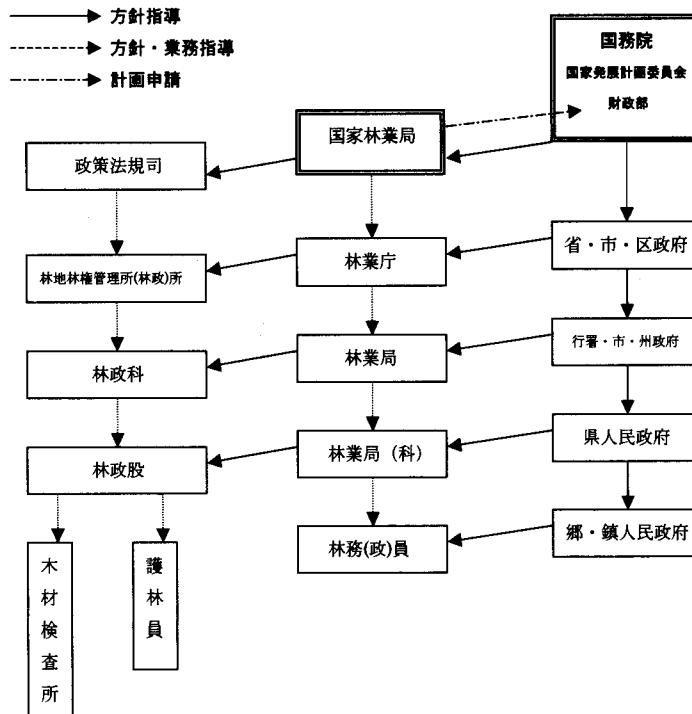


図10 現行の林業行政管理機構

施隆森・劉家順主編『林業政策学』(東北林業大学出版社, 1995年) p.64: 林政管理機構図を基礎に、聞き取りなどを通じて筆者作成。

の決議や政策執行状況の監督, ③党末端組織の活動管理, ④政治工作管理といったものがある⁵⁰。とりわけ重要なのは、これら共産党組織が、行政機関の幹部の人事権を握っているということである。しかも現実には、国務院の各部局や地方レベルの行政機関の幹部は、大方が共産党員であり、また殆どの場合、党委員会・党組の主要メンバーが、そのまま行政機関の重要ポストを兼任している。通常、共産党の各級委員会のナンバーワンである書記に対して、ナンバーツーの副書記クラスの幹部が行政機関のトップを兼任している⁵¹。従って、中国において共産党組織と行政機関は、ほぼ一体となって政策形成・実施を行っていると考えてよい。

緑化を含めた林業関係の政策実施システムにおいても、このような党の役割の大きさは例外ではない。国家林業局を例にとりて、図11に党組織の作用をまとめてみた。局長・司長クラスの幹部は全員中国共産党員であり、国家林業局党組のメンバーでもある。党組への任命は、中央組織部という共産党中央委員会に所属する党指導機関によって行われ、行政トップの局長が党組の書記となり、副局長クラスの人間が副書記を

兼ねている。一般的に、党組メンバーへの任命が、行政機構役職への任命に先行するようであり、まず指導幹部は党組織内での地位を確立した上で、林業行政に携わることができる仕組みになっている。

国家林業局の党組は、そのメンバーから機関党委員会を成立させている。これは、国家林業局内において、①党の路線・方針・政策を宣伝・執行し、②党員を組織して上級の党組織の決議を徹底させ、③思想教育を進め、④業務の規律監督を行い、⑤大衆組織との関係を取り持つといった役割を担うとされている。

国家林業局は農林水産部門と位置づけられるので、それに対応する党内の行政担当機構(対口部)は、中央農村工作指導小組ということになる。原則に従うと、中共中央からの指示は、この機関を通して国家林業局の党組・指導幹部に伝えられる。一方、党組からの監督報告・提案も、この中央農村工作指導小組を通じて中共中央へ伝えられる仕組みとなるはずである。また、国家林業局がその内部における組織を改変する場合、必ず中央機構編制委員会の許可が必要となっている。加えて、中央規律委員会と監察部の出先機関も設置されており、国家林業局内における指導幹部の作風に対

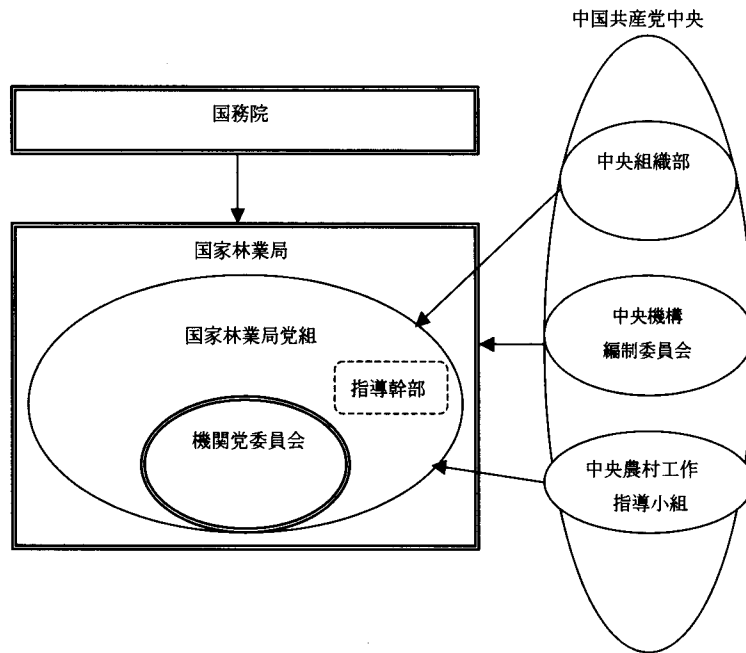


図11 国家林業局と共産党組織との関わり

楕円は共産党組織、二重四角は国家組織を表す。ここに挙げた3機関のみならず、中共中央内の国家業務担当組織・党指導組織は、それぞれの役割において国家林業局に対し影響力を行使する。

する監察業務を担っている。

このように、中央の林業行政管理機構を始めとした緑化政策実施システムにおいて、共産党組織の指導性は確立されている。党組織と行政機関を結びつけるやり方によって、共産党中央指導者の意向を末端まで行き渡らせる体制が整備されているのである。改革・開放期より開始された「全民義務植樹運動」を指揮する全国緑化委員会は、やはり各級に下部組織を張り巡らせていると同時に、さらに党組織としての側面が強く、共産党指導層の一人である温家宝（國務院副総理）をトップに戴き、人民解放軍・共産主義青年団といった他の党組織との横の繋がりをも保っている。

緑化政策決定においては、共産党指導層の認識が殊更に大きな意味を持つ。共産党中央の指導者達によって、各地における緑化の必要性が認識され、その要求の下に緑化政策実施システムが動くという事例は多い。近年では、田紀雲（國務院副総理）が、南方集団林区における森林の乱伐傾向に対して、請負制による林地の開放傾向を引き締める必要性を述べた事（1987年4月18日）を受けて、林業部が「南方9省区の林業庁長と一部の県の責任者による座談会」（同年5月5日）を開催し、最終的に中共中央・國務院から「南方集団林区の森林資源を強化して断固として乱伐を制止する指示」（同年6月30日）が出される、というプロセスを経た例がある。また、1998年には、朱鎔基（國務院総理）が黒龍江省の森林乱伐状況についての報告を見て、温家宝・王志宝（当時、国家林業局局長）らに対して早急な対策を要求した例もある。また、指導者達による緑化の推進を促す呼びかけや発言は、国家林業局が推進する緑化政策を大いにバックアップする機能を果たす。1998年の長江・松花江大洪水以降、営林方面の投資額が急増したのは、指導者層の認識の高まりがあったためという声が随所で聞かれる。即ち、彼等の緑化政策への注目度が高くなればなるほど、国家林業局が提出する緑化計画・予算請求は、中長期計画を調整する「国家発展計画委員会」や「財政部」に無視され難くなるのである。

以上のように、現在の中国では、現代史を通じて緑化活動が国家建設と密接に結びついていたことから、「緑化という環境保護・改善を目指す中央の意向を強く反映した政策が実施される」という、森林を取り巻く政治構造が確立されていることが、統治政権の意図、政策実施システム、政策決定の各方面からそれぞれ確認できるのである。

3. 緑化への住民参加と森林を取り巻く社会構造 3.1.二つの住民参加形態とその推移

では、共産党政権によって強いイニシアティブが取られた緑化活動の中に、地域住民はどのように位置づけられてきたのだろうか。社会林業という概念は、基本的には地域の森林経営における住民参加をもって、その地域の森林の持つ価値が平等かつ十分に発揮される必要条件とする。しかし、中国の緑化活動の現代史を国家建設との結びつきという観点から分析すると、そこでの住民参加には、実は大きく性質の異なる二つの形態があることに気付かされる。その二つの形態は、それぞれ「大衆動員」と「自発的参加」と名づけることができるであろう。

3.3.1.大衆動員

このうち、まず「大衆動員」という緑化活動における住民参加の形態は、次のような特徴によって定義できる。即ち、①共産党政権の緑化政策の意図に基づき、②その中央一地方を貫徹する緑化政策実施システムを通じて、③基層機構が住民を組織する形で行われ、④その結果が国家建設に寄与する、というものである。

建国初期から大躍進期にかけて広がった緑化活動は、正にこれら全ての特徴を備えていたものであった。既に1950年代初頭から重点地区では自然災害防止のために住民を動員した造林が始まっていたことに加え、森林地帯では社会統合を目的とした住民の組織化による森林保護が進んでいた。華北地方の農村調査においては、建国初期に共産党政権の指令の下に、最も早く始められた大衆運動の一つが植樹運動であったと確認される⁹²。ある統計によれば、1952年の時点で、既に全国に174,196の大衆森林保護組織が、党の方針に基づいて形成されていたことになっている⁹³。社会主義建設期に入ると、そのような緑化における住民参加は、合作社内の森林経営所・林業工作所や国营林場を基層単位として広範囲に拡大されていった。青少年をはじめ地域住民は、共産党政権の主催する緑化イベントへの参加を求められると共に、各地で青年団などの共産党組織によって造林隊伍に組織され、一斉に緑化に動員されたのである。例えば、1955年の秋冬にかけて、全国では6,600万人以上の青少年が植樹造林活動に参加し、182,000以上の青年造林隊が組織され、およそ36万haに22億本以上が造林されたことになっている⁹⁴。大躍進期に入ると、「全土を緑化しよう」という中央の扇動的なスローガンの下、各地で数百ha単位を一

気に造林することが求められ⁵⁶、都市住民も「四旁植樹」という形で緑化に動員されていった⁵⁶。

調整政策期、文化大革命期、環境問題受容期においても、緑化における「大衆動員」は、やはり重要な位置づけにあった。再整備・強化された中央—地方を結ぶ緑化政策実施システムや、より現実に即した基層実施単位（社隊林場・国营林場など）の充実によって、造林における総動員、その後の森林保護における専門的動員というパターンが確立していく。劉玉政によれば、1975年の時点で256,000ヵ所もの社隊林場が全域に存在し、1977年にはその専門的な就労人員も255万人以上に達していたとされている⁵⁷。総合治理・平原緑化といったプロジェクトにも、多くの住民が動員されていったことが窺える⁵⁸。そして、「環境問題」という概念が受容されてからは、「良好な生態環境の建設」という名分の下に、地域住民が動員されるようになった。

改革・開放期、生態環境建設期に入ると、経済活動が共産党政権の手を離れ、個々の住民の自由度が高まったことから、この「大衆動員」による緑化という色彩は薄れた。寧ろ、天然林保護政策のように、地域住民による森林開発を規制するような政策が目立つようになっていく。しかし、基層社会の緑化は、依然として上意下達のシステムを通じた計画目標に基づいて実施されている。また「全民義務植樹運動」という形で、地域住民が個人レベルでの緑化を義務づけられたことなどから、「大衆動員」という住民参加の形態は、やはり現在の中国においても大きな位置づけにあると言える。

ここに挙げたような緑化活動における住民参加は、全て、共産党政権によってその国家建設を促進する意図・目的の下に立案され、緑化政策実施システムを通じて基層社会に伝達され、地域住民を組織して行われた方針・計画に基づいて実現したものである。

3.1.2. 自発的参加

もう一つの住民参加の形態である「自発的参加」は、大衆動員の対極にあると言ってもよい。これは、①個々の地域住民が森林と関わる上での権利・義務・責任を有することを認識しているという前提の下、②しかるべき利用・占有・処分の権利を有し、③主体的に緑化を進め、④その結果が自己や他者の効用を高める、という性質のものである。

1949年以前の中国においては、社会の混乱によっ

て衰退していたとはいえ、主に南方の幾つかの地方で、伝統的かつ持続的な林業経営が行われていたことが確認されている。上田信は、南方集団林区に位置する江西省九嶺山の事例から、現地の森林が、1949年以前からの歴史を通じて、コミュニティによって保護されてきたことを明らかにしている⁵⁹。これらの地方における伝統的な林業が、持続的でありえたのは、住民によって森林の役割・法則性がよく認識されていたために、自己の森林に対して得られる権利や果たすべき義務・責任が明確化されていたからであろう。従って、これらを緑化活動における自発的参加の初期的体現と位置づけることができよう。建国初期には、住民の間に旧来伝わっていた造林習慣が、緑化に生かされていたことも窺われ⁶⁰、一部の地方では、自発的に緑化が行われたことも示唆される⁶¹。しかし、社会主義建設期から大躍進期へと経るに連れ、このような伝統的な森林経営は、農村の社会主義集団化に包摂されていった。それに伴い、伝統的な自発的参加の形態は、上意下達の緑化政策実施システムによる大衆動員に取って代わられたのである。

調整政策期、文化大革命期を通じて、緑化における地域住民の自発的参加の例は、殆ど見られない。但し、森林の権利確定によって四旁植樹など一部の林木が個人経営に任されたことから、前時期に比べて、住民が「自発的」に緑化を行う余地はあった。環境問題受容期になると、農村の安定成長に伴い、一部森林地帯の社隊林場という集団の枠内において、住民による主体的な林業発展が目指された例も見られるようになる⁶²。

改革・開放期の林業"三定"工作による自留山・林業生産責任制の成立以降は、林木所有権や経営権が個々の住民に与えられたので、緑化における自発的参加の余地は、かつて無い程に大きくなったといえる。理論上は、自己の収益に直接に結びつくため、地域住民の造林・森林保護へのインセンティブは高まるはずであった。南方の林業先進地帯では、個々の住民が与えられた森林の権利を自発的に株式化し、効率的な森林経営を行っているという動きも報告される。しかし、これらの動きは、本当に自発的・主体的に行われているかどうか、疑問の残る所も多く、統治政権による緑化を利用した再度の社会の組織化に過ぎない場合も考えられる。また、個々の地域住民に請け負われた土地において、期待とは裏腹に、森林乱伐が加速していることから、実際の自発的参加は、未だに中

国の緑化において僅かな役割しか果たしていないと判断できる。

この二つの形態の内、社会林業という概念が企図する住民参加に近いのは、明らかに後者の「自発的参加」であろう。しかし、中国の現代史を通じた二つの参加形態の割合は、圧倒的に統治政権の意図・目的に基づいた「大衆動員」に分がある。図12には、試みに現代史の各時期における、緑化活動に対する地域住民の関わりの度合いをまとめて表現してみた。

社会林業という観点から現代中国を見たWestobyは、緑化活動における住民参加が地域の森林環境に決定的な影響を与え得る関わりであると注目したが、その住民参加における性質の違いという点を認識するまでには至らなかった。即ち、現代中国において、この地域の住民は、主に大衆動員という形態で、共産党政権の企図する緑化という自然環境の改変過程に「参加させられて」きたのである。

3.2.住民参加の表と裏

では、大衆動員という形態によって、緑化活動への住民参加が組織されてきたことは、中国の地域の森林環境に対してどのようなインパクトを与えたのだろうか。

現代史を通じて、中国の公式的な森林率は上昇を続け、地域における生態環境改善の試みが継続してきたのは事実である。大衆動員による造林・森林保護は、森林率の上昇を実施形態として裏付けたものと位置づけられよう。但し、過去50数年間の緑化によって、実際の森林の効用がどれほど増大したかという肝心な点は疑わしい。本稿でも既に述べたように、各時期の緑化活動が、その労働投入量の多さにしては、極めて効率の悪いものであったことが指摘される。現在も、中国各地に赴くと、かつて造林された土地に、すっかり枯れ果てた木が残るばかりで、疎林とも呼べぬような状況を呈しているのを至る所で目撃する。統計が示す通り、国有林区などでは、幼齡林が大半を占め、激しく伐採された跡も見られた。即ち、とても森林の多面的機能を果たし得るとは思えないような林地が多く見

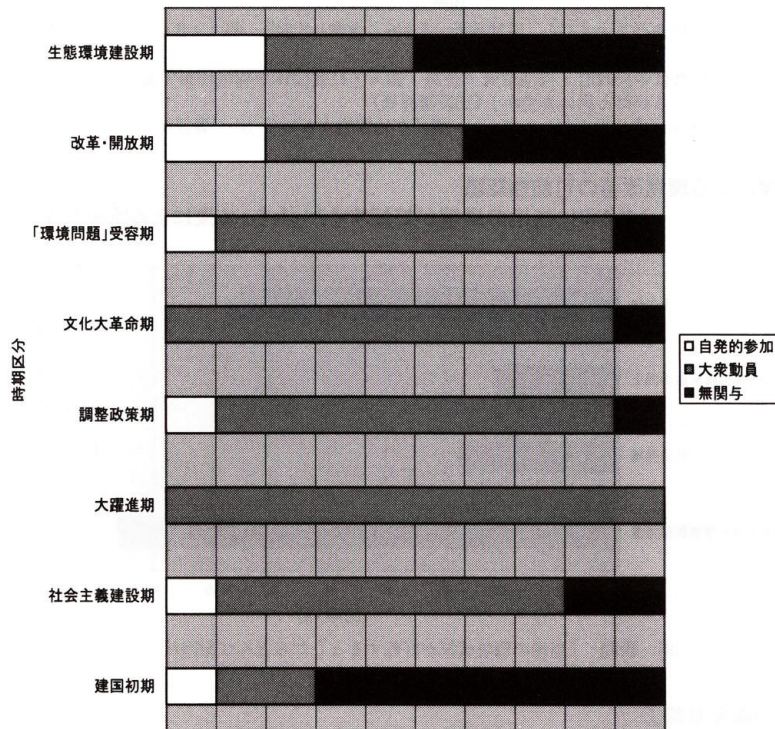


図12 緑化活動への住民参加形態の推移(概念図)

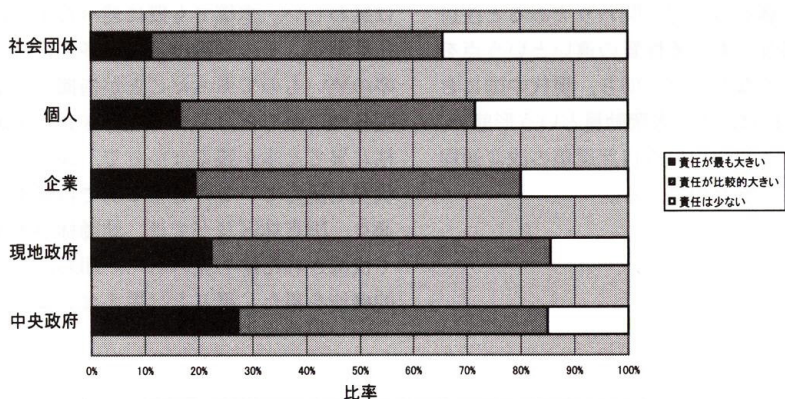
られるのである。造林面積・伐採跡地更新といったデータの集計においては、水増しの可能性も指摘される。

本稿における緑化活動の現代史の分析からは、国家建設と緑化活動の結びつきの他に、もう一つ、時期を通じて一貫した傾向が存在していることに気付かされる。それは、基層社会における、地域住民の緑化への消極性に基づく森林破壊である。建国初期から現在に至るまで、各地において住民が個人・集団の形を取

り、森林を乱伐・盗伐していたことを指摘する文献には事欠かない。造林後の活着率が低いこと、住民の意識として緑化の優先順位が低いこと等は、様々な形で問題となって現れている。特に、大躍進期には、中央の指導に基づいて、大衆動員による大規模な造林が行われつつも、同様に中央が下達する各方面での無謀な生産計画の結果として、やはり大衆によって多くの森林が乱伐されるという皮肉な顛末をたどっている。そ

公衆の環境保護責任の認識

公衆の環境保護における責任の認識



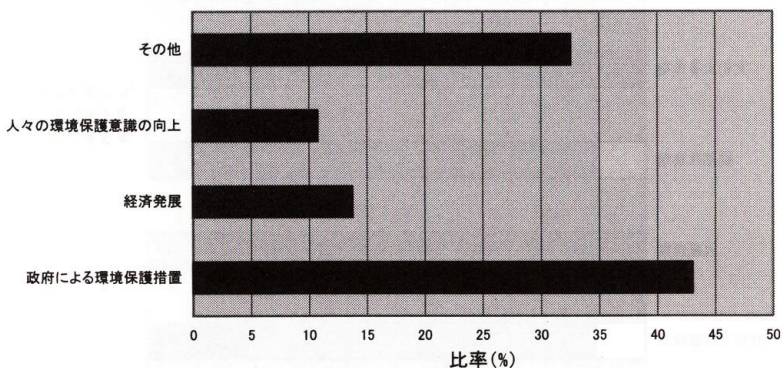
有効回答数：中央政府=8,414，現地政府=8,446，企業=8,243，個人=8,415，社会団体=8,074

設問：「あなたは中央政府・現地政府・企業・個人・社会団体が環境保護方面において果たす責任はどのくらいだと思いますか？」(10段階評価)

計算方法：0~5="責任は少ない"，6~9="責任が比較的大きい"，10="責任が大きい"

公衆による環境改善の可能性認識

今後5年に当地の環境が好転するとしたら：公衆による原因予測



有効回答数：4,481 設問：「当地の環境状況が好転するとしたらどんな原因だと思いますか？」

図13 中国の住民の環境意識①

国家環境保護局・教育部編『全国環境意識調査報告』(中国環境科学出版社,1999年)より筆者作成。

して、改革・開放期に入ると、大衆動員から自発的参加への形態転換を模索した自留山・請負地において、正に権利を得た住民による「自発的」な森林伐採が加速していったのである。そのような住民の消極性によるネガティブな結果として、1998年の長江・松花江流域の大洪水に代表される自然災害は相変わらず加速しているものであり、この後、共産党政権が上流域での森林破壊禁止・天然林保護を強化したことは、地域住民による森林破壊の傾向を明らかに裏打ちするものである。

過去50数年間の技術的な進歩などを受けて、森林火災や森林病虫害などによる被害は、確かにある程度減少してきた。しかし、中国の基層社会における人間と森林との関わりは、現代史における「大衆動員」を中心とした緑化活動を経た今、その良好な展望・方向性を見出せたとはいえ難い。

3.3. 森林を取り巻く認識の二重構造

では、何故、現代史を通じて緑化活動が重要な位置づけにあったにもかかわらず、現在、中国という地

表4 中国の住民の環境意識②

伊春林業管理局管轄の木材生産量の推移 単位: m³

| 大気汚染 | 北旧 | 北S | 北H | 北Y | 上旧 | 上B | 上P | 上H |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 深刻である | 28% | 29% | 21% | 22% | 31% | 27% | 30% | 18% |
| まあ深刻である | 37% | 40% | 44% | 50% | 43% | 38% | 41% | 30% |
| あまり深刻でない | 15% | 12% | 23% | 21% | 15% | 22% | 16% | 32% |
| 深刻でない | 9% | 3% | 3% | 4% | 3% | 4% | 3% | 13% |
| よくわからない | 12% | 17% | 9% | 3% | 8% | 8% | 9% | 8% |
| 無回答 | - | - | - | - | 0% | 2% | 2% | - |

| 森林破壊 | 北旧 | 北S | 北H | 北Y | 上旧 | 上B | 上P | 上H |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 深刻である | 15% | 7% | 13% | 7% | 12% | 20% | 7% | 11% |
| まあ深刻である | 14% | 14% | 22% | 13% | 23% | 19% | 11% | 14% |
| あまり深刻でない | 12% | 15% | 23% | 22% | 10% | 14% | 13% | 10% |
| 深刻でない | 13% | 26% | 13% | 40% | 8% | 14% | 13% | 19% |
| よくわからない | 46% | 39% | 30% | 19% | 47% | 30% | 55% | 46% |
| 無回答 | 0% | 1% | - | - | 1% | 3% | 2% | 2% |

環境問題の改善に一番必要なものは？(Q20-1)

| | 北旧 | 北S | 北H | 北Y | 上旧 | 上B | 上P | 上H |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 環境法規 | 66% | 69% | 78% | 65% | 73% | 66% | 76% | 49% |
| 企業改革 | 4% | 10% | 2% | 12% | 2% | 2% | 3% | 4% |
| 技術開発 | 6% | 7% | 2% | 7% | 5% | 5% | 8% | 8% |
| 環境教育 | 14% | 8% | 9% | 11% | 9% | 14% | 7% | 17% |
| 住民の反汚染運動 | 2% | 2% | 1% | 4% | 0% | 1% | 0% | 2% |
| 一人一人の努力 | 6% | 5% | 5% | 2% | 9% | 7% | 4% | 20% |
| その他 | 0% | 1% | 1% | - | - | - | - | - |
| 無回答 | 2% | 1% | 4% | - | 1% | 5% | 3% | 2% |

アジア経済研究所「発展途上国環境問題総合研究報告書：中国・タイ環境意識調査の集計表」（1995年9月）より筆者作成。

域の人間と森林との関係が希薄なものであるのかを考える必要がある。その謎を解く鍵は、正にその「緑化活動の行われ方」の中にあつたと考えられる。

現在の中国において、緑化活動が、自然生態環境保護の試みとして位置づけられていることは既に述べた。地域における住民の環境意識を探る調査を見ると、そこでは中国の人間と森林との関係を特徴づける、興味深い結果が得られている。それは、緑化を含めた環境改善は「政府がやるべきだ」と、地域住民が強く認識しているということである。例えば、図13・表4に掲げたアンケート調査⁶³からは、環境問題の解決に向けての住民の主体性が低く、政府に依存しがちなことに加え、大気汚染のような身の回りの環境問題に比べて森林環境問題に対する認識が薄いことなどが明らかになっている。

建国初期からの緑化活動は、この「政府がやるもの」という認識を基層社会に植え付けることを促す形で展開されたと振り返ることができる。

まず、建国初期から改革・開放期までを振り返ってみよう。この期間、共産党政権による緑化政策は、その社会主義国家建設と密接に結びつき、大衆動員によって実施されてきた。そこでは、緑化による森林の維持・拡大は、「国家・全体の利益」を追求するものとして、社会主義の体现であるとされていたのである。その結果、既に述べたように、「緑化という環境保護・改善を目指す中央の意向を強く反映した政策が実施される」という、森林を取り巻く政治構造が確立されていった。このような構造の形成は、必然的に共産党指導者層及び中央林業行政管理機構における、緑化への意識の向上を伴った。毛沢東をはじめ、劉少奇・周恩来・鄧小平といった共産党政権の代表的な指導者達は、みな緑化に高い関心を示しており、中央の林業行政管理機構は、常に緑化政策の地方への徹底を目指していた。

しかしその反面、この期間を通じて、地方或いは基層社会において、個々の住民が身の回りの森林環境と主体的に向き合う機会は、一向に与えられなかった。住民に森林の所有・管理・利用における長期的な自主権は付与されず、中央の指導に基づく集団や専業機構による森林経営が義務づけられた。緑化は、長期を経た後ようやく効果が表れ始める事業であり、個々人がその重要性を認識するには、少なくとも造林・林木成長までの期間、森林と主体的に関わりあうことも必要である。しかし、統治権レベルにおける政治変動

の影響を受けて生じた、度重なる森林の権利関係の変更は、個々人が長期的な展望を持って森林を育成し、緑化の効用を主体的に認識する余地を生み出さなかった。Liu Dachang は、雲南省のある生産大隊における経済林所有権の変遷の例を挙げ、1956～1970年代末の間に7度も所有権が変化したとする。このため、基層社会において、住民が森林の権利保障に対する拭い難い不信を持ったと結論づけている⁶⁴。加えて、大躍進期における急進化は、多くの労力を費やして造林された樹木を枯死させてしまったため、住民の緑化へのインセンティブを著しく殺いだ。何よりも地域住民にとって、確固として強められていく共産党政権の「上からの緑化」という構図は、全体への奉仕的な思考を持たない限り、自らを緑化の主役から遠ざけるものとして映ったであろう。緑化を積極的に行っても、結局その成果は、共産党政権の存立基盤を固めるだけにしかならないという訳である。

地域社会において実際に緑化活動のリーダーシップを取るべき基層幹部も、中央の政策に対して消極的にならざるを得ない状況に置かれていた。緑化の推進における基層社会の多様な実情を反映した柔軟な発想は、上意下達の政策実施システムによって生まれ難くなっていた。それどころか、中央から下達された計画を進める上で、不条理な上級の干渉や、中央の政策変動の影響は免れられないものだった。多くの基層幹部は、党の人事管理に基づく移転や、批判闘争による交代が激しかったため、長期を見据えた政策実施を行うことができなかった。その結果、彼等は、緑化を昇進のための点数稼ぎとしか認識できず、造林面積の誇大報告や、造林後の管理不足といった問題は解消されなかったのである⁶⁵。育林基金等の緑化経費方面においても、中央集権的の政権運営に付き物の汚職が多発して、健全な利用がなされなかったことも示唆される。

これらのために、改革・開放期までを通じて、幾ら中央の共産党政権が、「国家・全体の利益」のためと唱えつつ、大衆動員による緑化活動を進めようとしても、基層社会における緑化に対する消極性を改めることはできなかったのである。そこには、一つの森林を取り巻く社会構造が形成されていた。図14に示したように、それは統治政権と基層社会・地域住民の間における、「森林を取り巻く認識の二重構造」と表現できる。即ち、国家建設上の意味から、共産党政権は大衆動員によって緑化を推進しようとする。しかし、正に緑化が国家建設と結びついているために、基層社

会・地域住民の緑化への関心は、高まるどころか寧ろ低下するということになっているのである。そのような森林を取り巻く社会構造の下では、基層社会において、森林の維持・拡大による長期的・広域的な効用の発揮に関心を示さず、森林を破壊して短期的な自己利益を追求するというインセンティブが、常に働き得ることになる。改革・開放期から現在まで、多くの自留山・請負地での森林破壊が加速したことは、既にこのような社会構造が確固たるものになってしまっていたことを示している。森林の経営権・林木所有権を得た地域住民は、緑化を効果的に進めようとはせず、当面の収入増加を選択して伐採に走ったのである。「森林を取り巻く認識の二重構造」の形成こそ、中国の現代史において、共産党政権の指導の下、「大衆動員」という住民参加の形態を通じて行われた緑化活動が、地域の人間と森林の関係に与えた最も重大な影響であったと言ってよい。

3.4.緑化における「不安定性」と「硬直性」

森林を取り巻く認識の二重構造は、次のような問題点を生んでいる。まず一点目として、個々人のレベルにおいて、森林に対する重要性認識を生み出さなかったため、森林の諸機能を発揮させるための試みが、統治政権という範囲に限定されているということである。従って、例えば統治政権である共産党政権が、域外・域内的要因によって崩壊した場合、その緑化政策実施システムも同時に崩壊し、緑化の試みが停滞する可能性がある（再び図14参照）。これを、緑化における「不安定性」と表現してよかろう。皮肉な事だが、統治政権主導のやり方に問題があるにもかかわらず、それによって基層社会の主体的認識が形成されなかったために、統治政権と緑化が運命共同体のような関係となっている。即ち、現状では、緑化への関心の高い共産党政権の存在無くして、その取り組みが継続される保障は無い。かといって、上からの指導に基づく緑化政策が実施される限り、不安定性は解消されないことになる。

二点目としては、厳然たる上意下達の緑化政策実施システムが、基層社会の多様性を反映した、主体的な森林環境との関係形成を阻んでいることである。これを、「硬直性」と言い換えてよかろう。例えば、基層社会において緑化を進めようという草の根の動きに対して、上意下達システムの弊害は大きい。新たな活動を行う度に、それぞれ上級の機関に許可を求めなけ

ればならないからだ。地域住民を直接的に組織する基層幹部も、上級による人事異動命令には逆らえないため、長期的な視点で当地の緑化を模索・実施する事ができない。何より、当地の実情にそぐわない計画が下達されるばかりでは、地域住民・基層幹部の緑化に対する意識・関心も薄れるというものである。即ち、硬直性のために、基層社会において森林への重要性認識が形成・維持され難くなっているのである。

この不安定性・硬直性が、中国という地域における効果的な緑化を進める上のみならず、住民参加を促す社会林業という概念が究極的に目指すべき所の、人間と森林との良好な関わりを探る上での、一つの限界となっているように思われる。

3.5.住民参加における問題点

住民参加という観点から見ると、不安定性・硬直性という問題の所在はより明らかである。即ち、中国の現代史を通じて主流であった大衆動員という住民参加の形態は、共産党政権の社会主義国家建設に寄与しこそすれ、地域住民の森林に対する主体的な関心を向上させるには至らなかったのである。加えて注意すべきなのは、この大衆動員によって参加させられた地域住民は、緑化に対する「無関心」の度合いを増大させたということである。再び、緑化活動に対する地域住民の関わり合いの度合いをまとめた図12を参照して頂きたい。即ち、改革・開放期以降、社会の自由度が増した分「大衆動員」の意味合いは低下したが、そこから解

き放たれた地域住民は、緑化への「自発的参加」に向かったのではなく、自由な経済活動を追求して当面の利益のために盲目的な森林伐採を行い得る「無関心」へと流れたのである。

近年、中国においても、社会林業という概念が、林業関係の有識者を中心に注目を集め始めている。多くの研究によって、中国における社会林業の必要性が述べられているが、筆者の見限り、そこには一つの共通した見解が存在する。それは、大衆動員という緑化への参加形態の限界を克服するために、住民の自発的参加の方法を模索しようという意図である。即ち、造林・森林保護による緑化や、持続可能な森林利用に向けて、住民の積極性を高めなければならないとし、そのための方法として「社会林業に注目すべき」という図式になっているのだ。例えば、徐家琦・余貨は、従来における緑化への受動的な住民参加の弊害として、①計画と実際の格差、②不合理な行政干渉、③基層幹部の業績的観念、④任務目標への従属などを挙げ、自発的参加さえ行われれば、現行の政府の緑化政策は上手く行くと主張している⁶⁷。共産党政権による緑化政策自体の批判に踏み込めないという側面はあるが、その枠内での健全な生態環境建設に向けて、何とか地域住民の関心を喚起しようという試みがなされているのである。

即ち、中国における社会林業という概念の導入は、現代史を通じた大衆動員による緑化活動が形成した社会構造の存在に裏付けられていたのである。

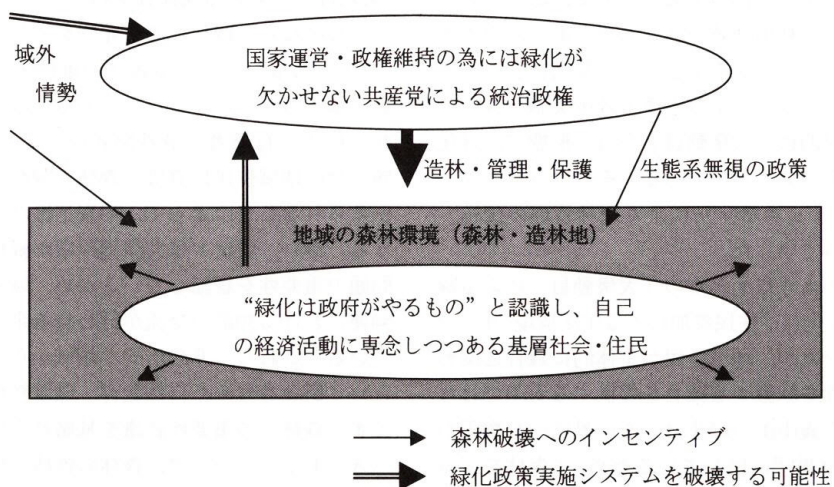


図14 中国の森林を取り巻く認識の二重構造

4. 中国における社会林業の意味と可能性

4.1. 中国の人間—森林関係の特徴

ここで、再び「社会林業」という観点に立ち返って、これまでの議論を簡単に整理してみよう。現代史における中国は、①森林を巡る社会的弱者と強者の位置づけが分かりやすい、②コミュニティによる森林管理の伝統が残存する、③豊かな森林が開発の対象となっている、といった特徴を持つ東南アジア等、従来、社会林業の可能性が探られてきた地域とは明らかに一線を画す状況となっている。

まず、現代史の始まる1949年の時点における、「初期条件」が特徴的であった。即ち、歴史的な森林開発によって、地域において森林の過少状況が演出され、人間活動の健全な発展のためには、その劣悪な生態環境を改善しなければならない状況にあったのである。従って、統治政権である共産党政権は、森林の維持・拡大を目指す緑化活動を重要視した。そして、全域的に見れば、「豊かな森林を開発する」のではなく、「良好な森林環境を回復・創造する」ための試みが、現代史において高い優先順位の下に模索されることになったのである。

次に特徴的であったのは、その現代史を通じて行われてきた緑化活動が、共産党政権という社会主義統治体制に基づいて進められた、国家建設と密接に結びついたことである。共産党政権は、域内統治における絶対的な指導性を維持するために、常に地域住民の生活を安定化させ、その社会主義政権としての正当性を誇示し、かつ集団化による国家統合を目指さねばならなかった。そのような目的を満たす上で、緑化というプロジェクトは、利用価値の高いものであったのである。従って、共産党組織を中心として基層社会にまで張り巡らされた、新たな上意下達の政策実施システムを通じて、組織的に「大衆動員」を行う形態で、緑化活動は推進されていったのである。そのようなプロセスの中で、「コミュニティによる森林管理の伝統」は見え難くなっていった。

だが、このような上からの「大衆動員」による緑化活動は、建前上は「住民参加による生活環境の向上」を目指してはいたが、地域住民が主体的に森林と関わり、その重要性を認識する機会を提供するものではなかった。社会主義中国の緑化は、その最終的な権限が全て国家或いは集団に属しているため、「森林を巡る社会的弱者と強者」という単純な構図では捉え難い。敢えて森林を巡る立場を単純化すれば、統治政権がそ

の存立基盤を維持するために森林を維持・拡大しようとし、それがために地域住民は森林に対する無関心を増大させているという図式になろう。即ち、過去50数年間の緑化活動を通じて、「森林を取り巻く認識の二重構造」が生み出されてきたのであり、それが現在、地域の人間と森林の関係における「不安定性」や「硬直性」を醸成しているのである。

4.2. 社会林業の意味と可能性

このような特徴を見れば、何故、現在、中国において社会林業が注目されはじめているのかという意味も明らかになる。即ち、過去50数年間の「大衆動員」による住民参加では、地域住民の緑化への積極性を養うことは出来ず、満足な成果が得られなかった。そのような問題を解決し、さらに効果的な緑化を進める手段として、現在の中国において、地域住民の「自発的参加」を促すという目的のために、社会林業という概念が注目されることになったのである。長期にわたる「大衆動員>自発的参加」という構図から、現在、共産党政権の上からの緑化を推進する大衆動員と、その限界を見越して必要視され始めた自発的参加という関係が生まれているのだ。

このことから、中国における社会林業の可能性を探るためには、何よりも、緑化における地域住民の「自発的参加」の方向性を見据えなければならないことが理解されよう。筆者の見解を先取りして述べれば、自発的参加の促進は、中国の人間と森林との関わりにおける「不安定性」を「安定性」に、「硬直性」を「柔軟性」に変える可能性を持っている。

なぜなら、緑化への自発的参加が達成されれば、「共産党政権の主導する森林の維持・拡大」という色彩が薄れることになるからである。政治とは切り離された形で、有識者や域外NGOといった方面から、基層社会の地域住民に直接、森林と関わる意義・喜びが伝えられることによって、不安定性は安定性に転化しうる。幸い、現状では共産党政権が緑化を含めた環境問題の重要性を認識しているため、域外との環境保護関連における知識の交流が行われる余地は大きくなっている。これら、非政治的な領域からの「社会林業」という概念を含めた自然教育・環境教育等を通じて、まず、森林への重要性認識を基層社会に形成していくべきである。その上で、森林の維持・拡大に伴う主体的な権利を行使できるよう、地域住民に長期固定的な権限を付与していく。これが、中国における自発的参

加による、人間と森林との関係の安定化への、最良の道と思われる。留意すべきは、現状において個々の住民にただ完全な私有権を付与することが、効果的な緑化を促進することにはならないであろう、ということである。なぜなら、「森林を取り巻く認識の二重構造」が形成されているために、単純な私有化は、改革・開放期の森林破壊を繰り返す恐れがあるからだ。また、このような動きに基づいた自発的参加が基層社会において強まれば、それに伴って上意下達の緑化政策実施システムも変化する可能性がある。その結果、基層社会の特徴を生かした、主体的かつ「柔軟」な森林管理を行っていくことも可能になるであろう。

近年、中国にて社会林業という概念を普及させ、緑化への住民参加を促進させようと企図する、域外・域内からの活動主体は増えつつある。それらの主体による活動は、森林を取り巻く社会構造と向き合い、それに対して変革を与える可能性を持つものである。ここでは、ただ単に政策目標に従い、数値の上だけの効率性を目指すのではなく、自発的参加という方向性に基づいて、個々の地域住民が主体的に森林の重要性を認識できるような環境を整えることが、地域の人間と森林との良好な関わりを見出すために求められているのではないかと。

4.3. 社会林業の理論的精緻化に向けて

最後に、本稿で取り上げた中国の事例が、森林経営への住民参加を扱う社会林業という概念、及びその延長としての人間と森林との良好な関わりへの模索に対して、どのような示唆を与え得るかを簡単に考察したい。

中国という地域における社会林業の意味・可能性を考えるにあたっては、まず、歴史における人間と森林の関係の変遷、及び現代史における初期条件の特徴を踏まえる必要があった。同時に、緑化活動の進められ方や、そこでの統治政権と基層社会の関係も重要な影響を及ぼしている。社会林業という観点から、中国の事例を歴史的に考察した研究は少なかった。このことから、従来においては、地域における「初期条件」や「緑化の現代史」に基づいて形成された、森林を取り巻く社会構造の存在が見落とされてきたといえよう。また、森林経営への住民参加においても、例えば「大衆動員」と「自発的参加」のように、その意味や結果において全く異なる形態があることも見落とされていた。これらの点を分析枠組みとして明確化するととも

に、地域を越えて比較検討することを通じて理論化していくことが、社会林業という概念をより深めるための一つの方向性となるのではないかとと思われる。

統治政権による強い指導性によって、地域住民の森林との関わりが希薄化してきた地域において、どのように住民参加を模索すべきなのか。この方法論も、社会林業という概念を理論的に深めていく上で組み込まれなければならない。そこには、より重層的な地域の社会構造の把握、及びNGO等による域外からの協力活動や、地球規模の動向による影響などを併せた、新たな研究領域がひらかれるのではないかと。そのようなプロセスを通じて、特定の地域における住民参加のあり方や、地域を越えた社会林業の理論的精緻化が模索されていくべきであろう。

おわりに、今後の研究課題

本稿の分析を通じて、筆者は、中国という地域において、歴史的に形成された森林を取り巻く社会構造の下での住民参加の性格を、社会林業の観点を通じて明らかにし、その意味・可能性を探る作業を行ってきた。分析手法としては、歴史学的な視点を、その社会構造把握のために盛り込むことを試みた。そこでは、現代史において中国共産党政権による統治が確立された領域を、一つの地域として扱ってきたが、この地域内の状況は、自然生態的・歴史的・社会的に多様である。即ち、森林を取り巻く中国の社会構造を、より重層的に把握するためには、地域内部の特徴的な「地方」を直視した分析が求められることになる。また、本稿では、緑化政策の与えた影響に拘るあまり、基層社会における事例研究や、伝統的な森林経営に対する分析が不足していたことも否めない。この中国という地域内の多様性を把握することも、他地域との比較検討と共に、社会林業という概念を突き詰めて考えて行く上での課題であると思われる。今後は、基層社会のレベルにおいて、それぞれの特徴を持つ地方を抽出してフィールドワークを重ね、地域住民と森林との関わりの変化に対するより一層の理解を深めていきたい。

注

- 1 J. Westoby著、熊崎実訳(1990): 森と人間の歴史、築地書館、p247
- 2 石弘之編(2002): 環境学の技法、東京大学出版会、p266-267
- 3 Broad, R. (1995). The Political Economy of

- Natural Resources: Case Study of the Indonesian And Philippines Forest Sector, *The Journal of Developing Areas*, 29, 317-340., 石弘之他編 (1999): 環境と歴史<ライブラリ相関社会科学6>, 新世社, 276p
- 4 上田信 (1999): 森と緑の中国史, 岩波書店, 259p, 陳嶸著 (1983): 中国森林史料, 中国林業出版社, p1-240
 - 5 国家林業局 (2000): 中国林業年鑑 (1999~2000年), 中国林業出版社, p209
 - 6 陳大夫 (1998): 中国の林業發展と市場經濟, 日本林業調査会, p66
 - 7 当代中国叢書編集委員会 (1985): 当代中国的林業, 中国社会科学出版社, p25-27
 - 8 前掲, 陳嶸, p241-243
 - 9 前掲, J・Westoby, p149-155
 - 10 毛里和子 (1993): 現代中国政治, 名古屋大学出版会, p25
 - 11 前掲, 陳嶸, p241-243
 - 12 同上, p243-246
 - 13 前掲, 当代中国的林業, p76-77
 - 14 中華人民共和国林墾部編印 (1950): 林業法令彙編<第1輯>, 中国林業出版社, p5, 中国林業編集委員会 (1953): 新中国的林業建設, 三聯書店, p20
 - 15 Lester Ross. (1988). *Environmental Policy in China*, Indiana University Press, p29
 - 16 日本國際問題研究所中国部会編 (1971): 新中国資料集成<第4卷>, 日本國際問題研究所, p188-198
 - 17 戴玉才 (2000): 中国の国有林区經營と地域社会, 日本林業調査会, p1-129
 - 18 開發長白山林区的設計完成: 人民日報1957年1月10日, 西康省大規模森林資源調查工作即將開始: 人民日報1955年3月29日, 中央和広東省農林部門聯合組成調查隊調查海南島和雷州半島的熱帶植物資源: 人民日報1954年9月1日
 - 19 前掲, 当代中国的林業, p533-534, 把林業建設工作提高一步: 人民日報1953年11月5日
 - 20 日本國際問題研究所中国部会編 (1975): 中国大躍進政策の展開<上>, 日本國際問題研究所, p31-36
 - 21 中華人民共和国林業部弁公庁編 (1960): 林業工作文件彙編<第1輯>, 中国林業出版社, p180
 - 22 同上, p181
 - 23 中華人民共和国林業部弁公庁 (1963): 林業工作重要文件彙編<第2輯>, 中国林業出版社, p4-11
 - 24 中華人民共和国林業部弁公庁 (1963): 林業法規彙編<第10輯>, 中国林業出版社, p4-11
 - 25 森林保護条例: 人民日報1963年6月23日
 - 26 雁北地区植樹造林的幾点經驗: 人民日報1962年2月11日, 中華人民共和国林業部弁公庁 (1964): 林業法規彙編<第11輯>, 中国林業出版社, p43-45
 - 27 前掲, 当代中国的林業, p98-99, 前掲, 林業法規彙編<第11輯> p62-65
 - 28 前掲, 当代中国的林業, p100-101
 - 29 前掲, 林業法規彙編<第10輯>, p7
 - 30 前掲, 当代中国的林業, p105-116
 - 31 山東開展大規模植樹造林活動: 人民日報1967年3月30日
 - 32 迅速發展林業的榜樣: 人民日報1969年12月10日
 - 33 前掲, 戴玉才, p80
 - 34 小島麗逸 (1996): <中国經濟スケッチ>環境・生態系問題 2 一第1期の環境政策史 (1), ジェトロ中国經濟367, p52-67
 - 35 闡述我国对維護和改善人類環境問題的主張: 人民日報1972年6月11日
 - 36 施蔭森・劉家順主編 (1995): 林業政策学, 東北林業大学出版社, p62
 - 37 植樹造林・綠化祖国: 人民日報1970年2月18日
 - 38 平原造林・林茂糧豐: 人民日報1977年11月30日, 青山常在・林茂糧豐: 人民日報1973年1月26日, 綠化要有規画: 人民日報1975年3月24日
 - 39 前掲, 当代中国的林業, p116-117, p558
 - 40 農林部林業局編 (1977): 全国林業會議文件材料選編, 農業出版社, p7
 - 41 西双版纳密林与回帰沙漠帶: 人民日報1978年7月18日, 高橋勇一 (2000): 中国東北部の沙漠化地域における持続可能な發展に関する基礎的研究, 東京大学農学生命科学研究科博士論文, p32
 - 42 要在全国大大提唱一下植樹造林: 人民日報1978年1月14日
 - 43 中華人民共和国林業部弁公庁編 (1982): 林業法規彙編<第15輯>, 中国林業出版社, p11
 - 44 國務院環境保護委員會秘書処編 (1995): 國務院環境保護委員會文件彙編 (2), 中国環境科学出版社, p531-542
 - 45 前掲, 陳大夫, p68
 - 46 落實地開展"林業品質年"的活動: 人民日報1990年3

- 月11日
- 47 中華人民共和国林業部弁公庁編 (1959) : 林業法規彙編<第7輯>, 中国林業出版社, p136-139
- 48 把林業建設工作提高一步: 人民日報1953年11月5日, 保護森林・人人有責: 人民日報1963年6月23日
- 49 前掲, 施蔭森・劉家順, p62-65
- 50 前掲, 毛里, p153-175
- 51 趙宏偉 (1998) : 中国の重層集権体制と經濟發展, 東京大学出版会, p86
- 52 三谷孝他編 (2000) : 村から中国を読む—華北農村50年史, 青木書店, p71
- 53 前掲, 新中国的林業建設, p28-30
- 54 前掲, 当代中国的林業, p82
- 55 讓荒山更快地綠化: 人民日報1958年1月23日
- 56 北京市開展植樹運動: 人民日報1959年3月27日
- 57 劉玉政 (1994) : 中国における郷(鎮)村林場の展開と課題, 日本林学会論文集105号, pp.25-28
- 58 前掲, 青山常在・林茂糧豊, 前掲, 綠化要有規画
- 59 上田信 (1998) : <山林権属>と森林保護—16世紀~現代, 九嶺山の事例, 現代中国研究2, 中国現代史研究会, p14-31
- 60 前掲, 当代中国的林業, p83-84, 前掲, 新中国的林業建設, p31-32
- 61 太行山怎么走?: 人民日報1954年1月26日
- 62 "人工林海之郷"—株州県: 人民日報1978年1月4日
- 63 国家環境保護総局・教育部編 (1999) : 全国公衆環境意識調査報告, 中国環境科学出版社, p1-48, アジア經濟研究所 (1995) : 發展途上国環境問題総合研究報告書—中国・タイ環境意識調査の集計表, p3-52, 西平重喜・小島麗逸・岡本英雄・藤崎成昭編 (1997) : 發展途上国の環境意識—中国・タイの事例<開発と環境シリーズ8>, アジア經濟研究所, p3-254
- 64 Liu Dachang. (2001). Tenure and Management of Non State Forest in China, *Environmental History* : Vol.6 No.2 , p245
- 65 徐家琦・余貨 (2001) : 系統農業・林業扶貧開發中農民的参与和選択, 林業与社会<第1期>, p6-10
- 66 同上, 徐国禎主編 (1998) : 鄉村林業, 中国林業出版社, 216p, 葉敬忠他編 (2001) : 参与・組織・發展—参与式林業的理論, 研究与实践, 中国林業出版社, 372p
- 67 前掲, 徐家琦・余貨, p6-10

Summary

This paper intends to throw a new light on forestation by applying the concept of Social Forestry. The large-scale forestation movement that has been carried out in China since 1949 is one of the most important activities in its long history, greatly changing the relationship between the people and the forest of the county. The Chinese government that was dominated by the Communist Party played the biggest role in this forestation, as the government and the party mobilized the people for the movement. This mass mobilization had an effect of greatly facilitating China's State-building. Under this system, however, the local people were not motivated for positive participation in forestation, because they had little chance to consider the effect of forests and nature in general for their living. This is the reason why deforestation never stopped in local areas in spite of politically motivated enthusiastic forestation activities for many years. The author maintains that it is now necessary for China to find a new method to promote spontaneous participation by its local people in forest management.

Key Words : modern China, forestation, State-Building, mass mobilization, spontaneous participation